

第3期つくばみらい市
子ども・子育て支援事業計画
(案)

2025年度（令和7年度）～2029年度（令和11年度）

2025年（令和7年）3月

つくばみらい市

はじめに

市長写真

2025年(令和7年)3月

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的	1
2 計画策定の定義	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の対象	2
5 計画の期間	2

第2章 つくばみらい市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯等の動向	3
2 保育・教育環境の現状	7
3 第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画の達成状況	9
4 ニーズ調査及びワークショップの実施	13
5 現状と課題	22

第3章 目指す子育て支援の方向

1 計画の基本理念	23
2 計画の基本目標	24
3 施策の体系	25

第4章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

基本目標1 質の高い幼児教育・保育サービス及び地域子育て支援の充実	26
基本目標2 子育て世帯を支える環境づくり	31
基本目標3 子育てを支えるまちづくり	41
基本目標4 子どもが健やかに育つ地域づくり	46

第5章 子ども・子育て支援事業の事業量の見込みと提供体制

1 量の見込みの算出と各定義	52
2 教育・保育提供区域の設定	54
3 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容	55
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容	56

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	66
2 計画の進捗管理	66
3 市民との協働	66
4 子ども・子育て会議	66

資料編

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

本市が掲げるみらいビジョン「子育て・子育てを応援 学びを応援 そして寄り添う支援「あれも、これも本気の子育てのまち」として、子どもたちが自ら考え成長する力を育む「子育て」ができるまち、必要な人材・財源が教育・保育の現場に充実し子どもたちが安心して学び・成長できる環境が整ったまち、次代を担う子どもたちが活躍の幅を広げられる教育環境があるまち、地域の実情に応じた教育施設が適正に配置されたまちを目指し各種子育て支援事業を展開してまいりました。

さらに、妊娠期から子育て期の個別ニーズを把握し、情報提供や相談支援を行うとともに、必要な子育てサービスが円滑に利用できるよう、関係機関と連携し、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援事業を進めてまいりました。

これらの事業をさらに推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが等しく保障され、子ども・子育て支援の意義に基づき、市民が未来に希望を持って、また安心して子どもを産み、育てることができる優しいまちづくりを目指した、「第3期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画策定の定義

本計画は、2015年度（平成27年度）施行の「子ども・子育て支援法」第61条第1項に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。市は法の基本方針に則して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めています。

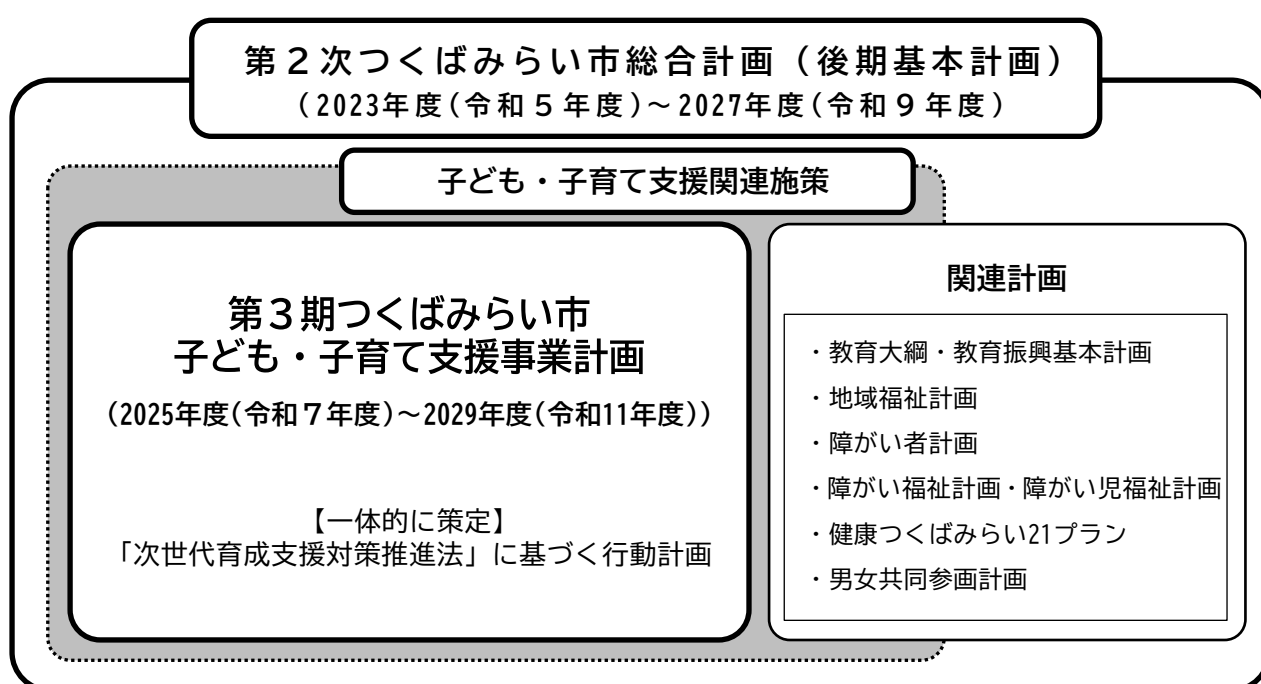
計画策定の定義として、本市の特性に応じた子育て環境の整備を図ることにより、乳幼児・児童の教育・保育体制を強化するとともに、地域全体のネットワークを強化することにより子育て家庭を支え、子育て家庭の負担を軽減することを目指します。

3 計画の位置づけ

本計画は、2015年度（平成27年度）施行の「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づいて策定するものです。また、第1期及び第2期計画で継承してきた次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぐ計画として、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く検討するものです。

また、本市の上位計画である「第2次つくばみらい市総合計画（後期基本計画）」の部門別計画に位置付け、その他の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定したものです。今後策定される予定の計画とも可能な限り整合を図ることとします。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めます。



4 計画の対象

本計画は、すべての子どもと子どもを育成し又は育成しようとする家庭、市民、企業、行政など、本市におけるすべての個人、団体を対象とします。

5 計画の期間

本計画は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5ヵ年を計画の期間とし、必要に応じて見直しを行います。

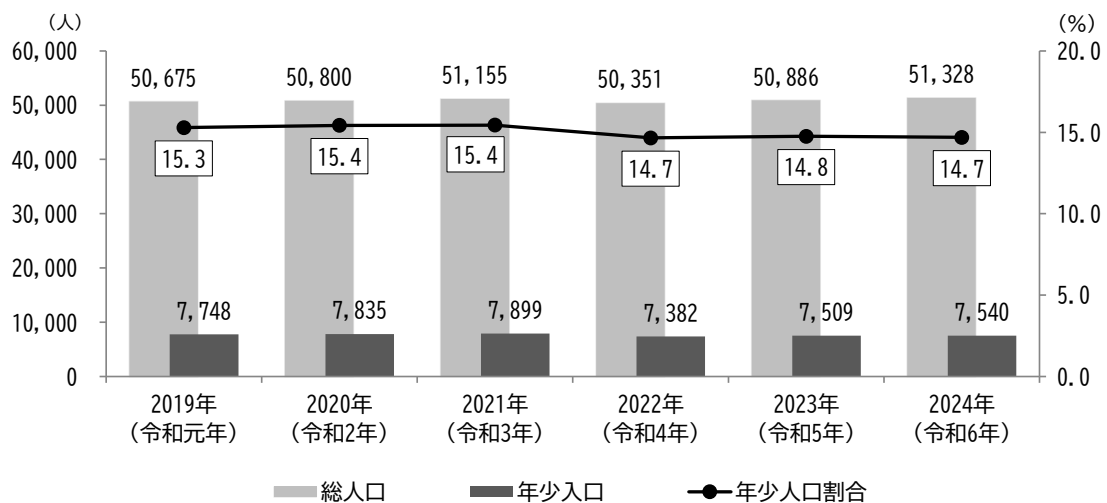
第2章 つくばみらい市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯等の動向

(1) 人口の現状と推移

① 総人口と年少人口の推移

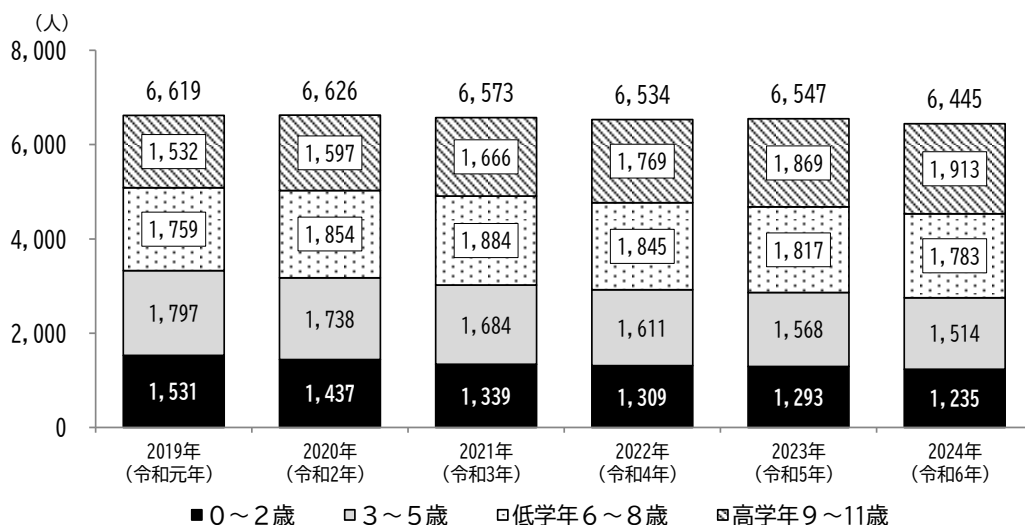
総人口は増加傾向が続いており、2024年（令和6年）には51,328人となっています。年少人口（15歳未満）は増減を繰り返し、総人口に占める年少人口の割合は15%前後で推移しています。



資料：茨城県常住人口調査（各年1月1日現在）

② 児童人口（就学前児童・小学生）の推移

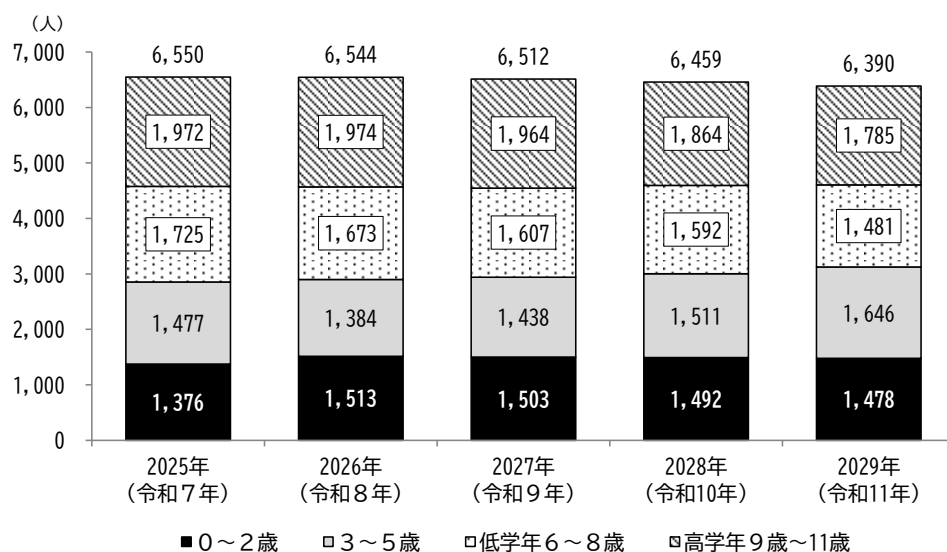
就学児童（6～11歳）は増加傾向が続いていますが、就学前児童（0～5歳）は減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 児童人口（就学前児童・小学生）の推計

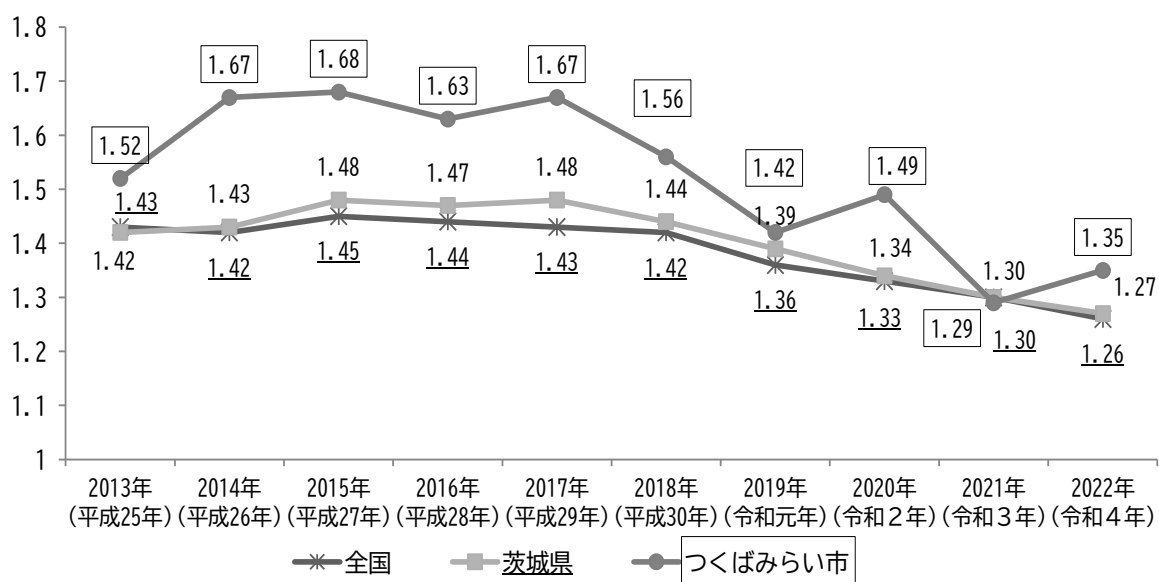
計画期間の児童人口推計をみると、2025年（令和7年）をピークに減少が始まると推定され、特に低学年6～8歳の減少が著しいと見込まれています。一方で3～5歳は増加を続けることが予想されています。



資料：つくばみらい市の将来児童数推計（みらいこども課調べ）

④ 合計特殊出生率の推移

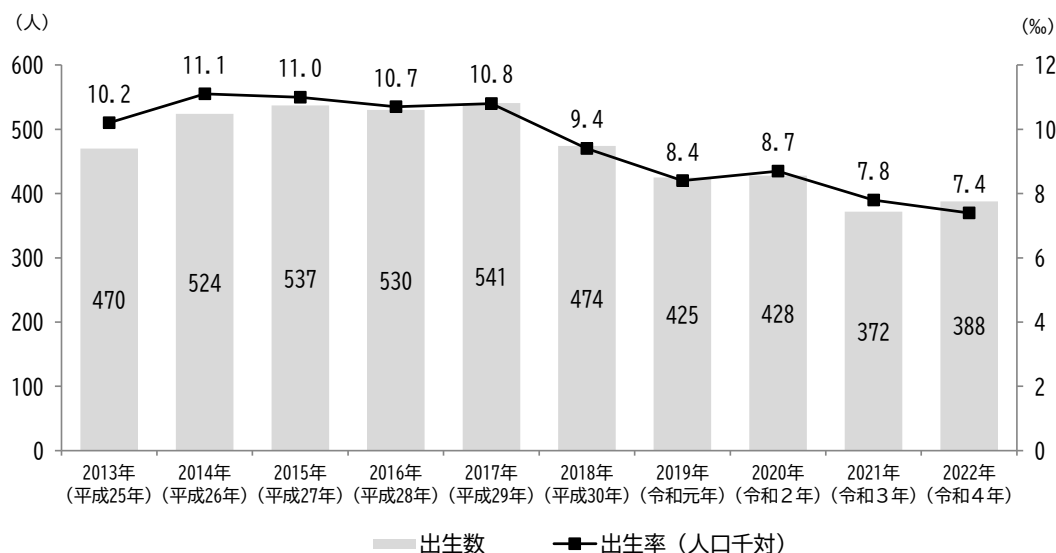
合計特殊出生率の推移をみると、本市は全国、茨城県を上回る水準で推移していましたが、2017年（平成29年）以降は減少傾向が続き、2021年（令和3年）には全国、茨城県を下回っています。



資料：茨城県保健福祉部統計年報

⑤ 出生数、出生率（人口千対）の推移

出生数、出生率（人口千人当たりの1年間の出生児割合）の推移では、2017年（平成29年）以降減少傾向にあり、2022年（令和4年）時点では388人、出生率は7.4‰（パーミル：千分率）となっています。

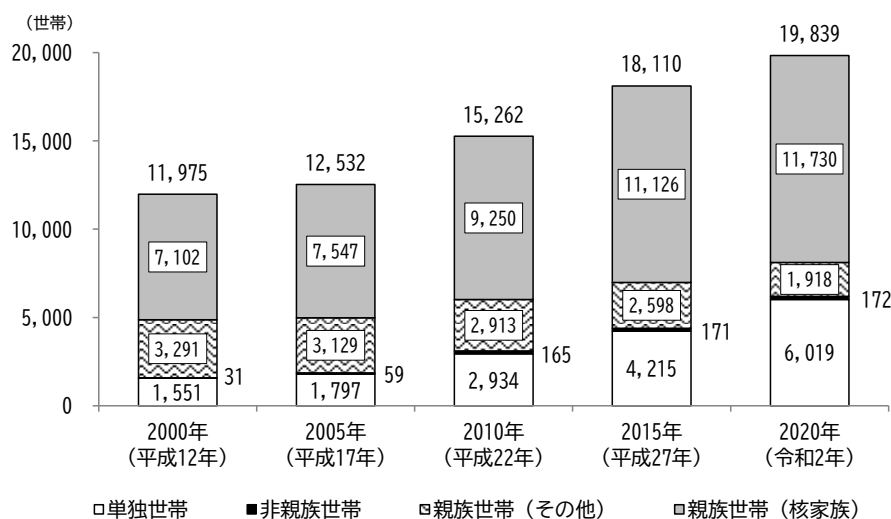


資料：茨城県保健福祉部統計年報

（２）世帯の状況

① 世帯の家族類型の推移

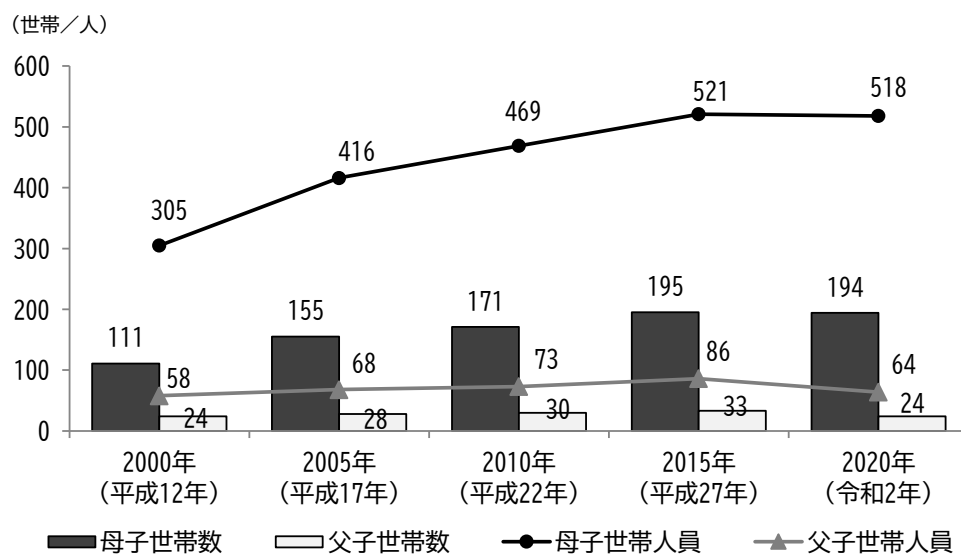
2020年（令和2年）の国勢調査による家族類型別世帯をみると、単独世帯は2015年（平成27年）から約1,800世帯増加しています。また、核家族世帯が増加傾向にある一方で、人数の多い家族（親族世帯（その他））は減少する傾向にあります。



資料：国勢調査（2005年（平成17年）までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値）

② 母子・父子世帯の推移

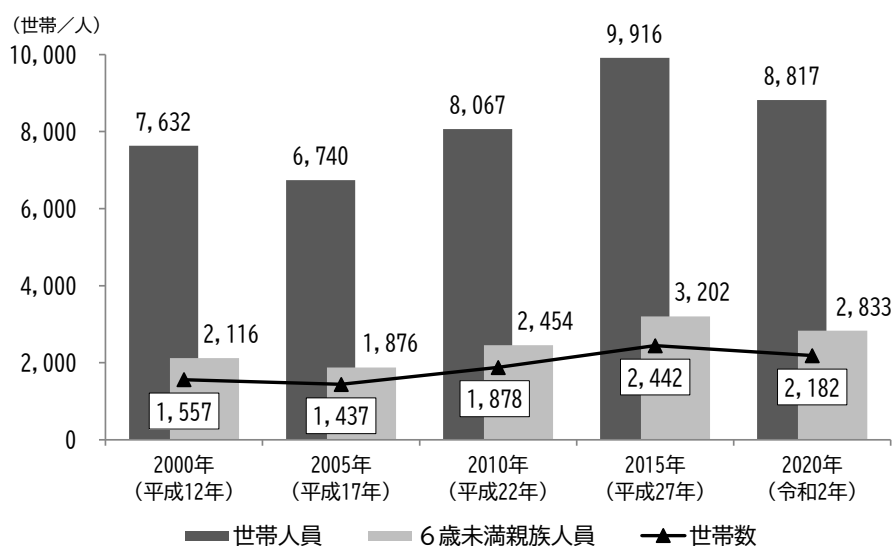
父子世帯数がほぼ横ばいに推移しているのに対して、母子世帯数は依然として増加傾向にあります。



資料：国勢調査（2005年（平成17年）までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値）

③ 6歳未満親族のいる一般世帯の推移

6歳未満の親族のいる世帯数や世帯人員、6歳未満親族人員は2005年（平成17年）まで減少傾向にありましたが、その後は増加しています。



資料：国勢調査（2005年（平成17年）までは旧伊奈町、旧谷和原村の合計数値）

2 保育・教育環境の現状

(1) 認定区分の推移（4月1日現在）

(人)

年	認定	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
2020年 (R2年)	人口	438	468	531	561	586	591	3,175
	1号	-	-	-	178	213	228	619
	2号	-	-	-	264	255	271	790
	3号	89	226	270	-	-	-	585
2021年 (R3年)	人口	414	452	473	525	562	597	3,023
	1号	-	-	-	163	183	213	559
	2号	-	-	-	267	264	265	796
	3号	83	237	247	-	-	-	567
2022年 (R4年)	人口	396	448	465	499	533	579	2,920
	1号	-	-	-	141	172	183	496
	2号	-	-	-	274	276	281	831
	3号	101	239	267	-	-	-	607
2023年 (R5年)	人口	381	437	475	497	516	555	2,861
	1号	-	-	-	158	190	216	564
	2号	-	-	-	300	279	286	865
	3号	86	262	272	-	-	-	620
2024年 (R6年)	人口	385	406	444	497	490	527	2,749
	1号	-	-	-	175	164	202	541
	2号	-	-	-	285	303	278	866
	3号	101	250	288	-	-	-	639



解説 子ども・子育て支援新制度の認定区分

認定区分		子の年齢	保育の必要性	施設等	利用時間
教育標準 時間認定	1号	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
	2号	3～5歳	あり	保育所 認定こども園	保育標準時間 保育短時間
保育認定	3号	0歳 1・2歳	あり	保育所・認定こども園 地域型保育施設	保育標準時間 保育短時間

(2) 認可保育施設の利用者数（4月1日現在）

(人)

年	未就学児人口	利用定員	利用者数	利用率 (利用者/人口)	申込者数	入園者数	待機 児童数	待機児発生率 (待機児/申込者)
2020年 (R2年)	3,175	1,469	1,200	37.8%	1,277	1,210	30	2.34%
2021年 (R3年)	3,023	1,574	1,228	40.6%	1,253	1,234	0	0%
2022年 (R4年)	2,920	1,588	1,275	43.7%	1,325	1,283	1	0.07%
2023年 (R5年)	2,861	1,568	1,337	46.7%	1,400	1,350	0	0%
2024年 (R6年)	2,749	1,556	1,321	48.1%	1,403	1,334	0	0%

※市内のみ掲載

※待機児童数：保育園等に入園申込みをしているが、入園できていない児童数から、特定の施設を希望する児童や企業主導型保育施設等の利用児童を除いた人数

(3) 認定こども園（幼稚園部分）＋幼稚園の利用者数（4月1日現在）

(人)

年	3～5歳児人口	利用定員	利用者数	利用率 (利用者/人口)	申込者数
2020年 (R2年)	1,738	744	489	28.1%	489
2021年 (R3年)	1,684	744	447	26.5%	447
2022年 (R4年)	1,611	624	387	24.0%	387
2023年 (R5年)	1,568	644	342	21.8%	342
2024年 (R6年)	1,514	644	300	19.8%	300

※市内のみ掲載

※利用定員：市内こども園＋幼稚園(公立)の定員数

※利用者数：市外施設利用者分を含む

(4) 児童・生徒数（5月1日現在）

(人)

年	小学校			中学校		
	学校数	学級数	在籍児童数	学校数	学級数	在籍生徒数
2020年 (R2年)	10	122	3,358	4	39	1,238
2021年 (R3年)	10	125	3,453	4	40	1,276
2022年 (R4年)	10	126	3,524	4	40	1,353
2023年 (R5年)	9	126	3,591	4	41	1,384
2024年 (R6年)	9	125	3,562	4	42	1,462

※市内公立のみ掲載

3 第2期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画の達成状況

評価手法としては、事業を主体的に実施する担当課が目標の達成度の状況を「事業評価シート」を用いて検討し、担当課の視点から評価を行いました。

達成状況評価及び今後の方向性については、以下の分類としました。

【達成状況評価】

目標を達成	期間中に実施すべき取組みを予定通り、計画的に行い、事業実施による効果が表れた。
概ね達成	期間中に実施すべき取組みを円滑に行い、事業実施による効果が概ね表れた。
やや遅れている	期間中に実施すべき取組みを行ったものの、事業実施による効果が小さかった。
大幅に遅れている	何らかの課題があり、事務事業が滞ってしまっており、事業実施による効果が表れなかった。
未着手	何らかの理由により、事業の着手が出来なかった。

【今後の方向性】

継続	現状維持
拡充	規模の拡大・充実や質の改善を図るなど
見直し	規模の縮小、今後実施の見込みがないなど
終了	目標を達成し、次期計画には掲載する必要がないもの

施策名	達成状況 評価	今後の 方向性
基本目標 1 質の高い幼児教育・保育サービスの充実		
基本施策 1 教育・保育事業の充実		
1. 教育・保育事業量の確保	概ね達成	拡充
2. 民間保育施設の誘致	概ね達成	継続
3. 保育施設の充実	概ね達成	継続
4. 家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育の実施	概ね達成	継続
5. 企業主導型保育施設との連携	目標を達成	終了
6. 認可外保育施設利用者への支援	目標を達成	継続
7. 無償化に伴う未移行幼稚園の副食費補足給付	目標を達成	継続
基本施策 2 地域の子育て支援事業の充実		
8. 相談機能の充実	概ね達成	継続
9. 利用者支援事業の実施	概ね達成	継続
10. 地域子育て支援センターの整備	概ね達成	継続
11. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援室）	概ね達成	継続
12. 赤ちゃんの駅設置事業	概ね達成	継続
13. 保育所等の延長保育・一時預かり	概ね達成	継続
14. 病後児保育の実施	概ね達成	継続
15. ファミリーサポートセンター事業	目標を達成	継続
16. 放課後子ども総合プラン事業	概ね達成	継続

施策名	達成状況 評価	今後の 方向性
基本目標２ 地域で子育てを支えるまちづくり		
基本施策１ 交流・ネットワークの強化		
17. 保育所開放	概ね達成	継続
18. 開かれた学校づくり	目標を達成	継続
19. 子ども会活動の支援	概ね達成	継続
20. 子育てボランティアへの参加促進と活動支援	概ね達成	継続
21. 高齢者とのふれあい事業	大幅に遅れている	継続
基本施策２ 地域・家庭の教育力の向上		
22. 子育て講座	概ね達成	継続
23. 教育相談・適応支援相談・家庭相談（不登校・非行・いじめ等への対応）	やや遅れている	継続
24. 親子講座	概ね達成	継続
25. 小中一貫教育の実施	概ね達成	継続
26. 確かな学力の向上	概ね達成	継続
基本施策３ 地域における子どもの生涯学習の振興		
27. ブックスタート事業（乳幼児に絵本を！）	概ね達成	継続
28. 小中学生の乳幼児とのふれあい事業	目標を達成	継続
29. 体験活動事業	概ね達成	継続
30. 親子でたのしむ読書活動の推進	概ね達成	継続
31. 地域スポーツ活動の推進	概ね達成	継続
32. 中学生出前講座	目標を達成	継続
基本目標３ 子どもの育ちを支える社会環境づくり		
基本施策１ 地域の子どもの子育て支援の充実		
33. 青少年育成つくばみらい市民会議の推進	概ね達成	継続
34. 学校教育全体を通じた人権擁護意識の普及啓発	概ね達成	継続
35. 児童館の整備	目標を達成	継続
36. 放課後子ども教室の実施	概ね達成	継続
37. こども食堂の実施	概ね達成	継続
基本施策２ 親と子どもの健康・食育推進		
38. 産科医療施設開設の補助	目標を達成	終了
39. 不妊治療費等の助成	概ね達成	継続
40. 母子健康手帳の交付	概ね達成	継続
41. 妊娠期の健康教育	概ね達成	継続
42. 妊産婦・乳児・新生児聴覚検査費助成等	概ね達成	継続
43. 産後間もない子育てに不安を持つ母親に対する支援	概ね達成	継続
44. 新生児訪問・未熟児訪問・乳児家庭全戸訪問事業	概ね達成	継続
45. 養育支援訪問事業	概ね達成	継続
46. 育児相談	概ね達成	継続

施策名	達成状況 評価	今後の 方向性
47. 乳幼児健康診査	概ね達成	継続
48. 離乳食教室	目標を達成	継続
49. 親子料理教室	概ね達成	継続
50. 学校給食等	概ね達成	継続
51. 食生活改善推進員の養成・育成	やや遅れている	継続
52. 定期予防接種	目標を達成	継続
53. 任意予防接種	目標を達成	継続
54. 地域医療関係機関との連携の充実	概ね達成	継続
55. 発達に心配のある子どもへの支援	概ね達成	継続
56. 発達支援事業	概ね達成	継続
57. 薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動	概ね達成	継続
58. 有害環境排除運動	概ね達成	継続
59. 携帯・ネットワークの利用啓発	概ね達成	継続
基本施策3 子どもが安心して過ごせる環境の整備		
60. 乳幼児向け設備の整備	目標を達成	継続
61. 子育て世帯向け支援	目標を達成	継続
62. 親しまれる公園づくり	概ね達成	継続
63. 安全な歩行空間の整備	目標を達成	継続
64. 交通安全対策	概ね達成	継続
65. 子どもを守る110番の家	概ね達成	継続
66. 防犯対策	概ね達成	継続
67. 防災対策	目標を達成	継続
基本施策4 支援が必要な子どもや家庭等へのサポート		
68. 生活支援の充実	概ね達成	継続
69. 障がい児保育	概ね達成	継続
70. 特別支援教育	概ね達成	継続
71. 障がいのある児童・生徒の地域活動支援	概ね達成	継続
72. 障がい児の支援ネットワークづくり	概ね達成	継続
73. ひとり親家庭への就労相談	概ね達成	継続
74. ひとり親家庭への総合相談	概ね達成	継続
75. 虐待相談事業	概ね達成	継続
76. 児童虐待防止啓発事業	概ね達成	継続
基本施策5 子育て家庭への経済的支援		
77. 児童手当	目標を達成	継続
78. 児童扶養手当	目標を達成	継続
79. 父子及び母子家庭等福祉金	目標を達成	終了
80. ひとり親家庭に対する支援の充実	概ね達成	継続

施策名	達成状況 評価	今後の 方向性
81. 特別児童扶養手当	目標を達成	継続
82. 医療福祉費助成制度（マル福）	目標を達成	継続
83. 低所得世帯等児童・生徒への学習支援	概ね達成	継続
84. 生活困窮世帯における子ども等への学習・生活支援	概ね達成	継続
基本目標4 仕事と生活の調和を実現した子育て環境づくり		
基本施策1 仕事と子育てが両立できる環境の整備		
85. 多様な就業形態について啓発と雇用環境の向上	概ね達成	継続
86. 育児休暇制度等の周知と取得促進	概ね達成	継続
87. 女性の再就職支援	概ね達成	見直し
基本施策2 多様な働き方が選択できる社会づくり		
88. 就労のための資格取得支援	概ね達成	継続
89. 多様な働き方の情報発信	概ね達成	継続
基本施策1 仕事と子育てが両立できる環境の整備		
90. 固定的性別役割分担意識解消の意識啓発事業	目標を達成	継続
91. 父親と子どもの料理教室	目標を達成	継続
92. 男女共同参画社会の推進	目標を達成	継続

4 ニーズ調査及びワークショップの実施

「第3期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、就学前児童及び小学生児童の保護者を対象に子ども・子育てに関するアンケート調査(ニーズ調査)を実施しました。

また、子ども・子育てワークショップを開催し、ニーズ調査では把握しきれない市民の生の声を聴き取るとともに、本市がどのような取り組みをしていくとよいか等について話し合っていました。

(1) 実施概要

子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）

調査地域	つくばみらい市全域
調査対象	就学前児童保護者 1,500人 小学校1～6年生の保護者及び児童本人 各1,000人
抽出方法	割当法無作為抽出
調査方法	【配布】郵送【回収】郵送及び回答用ウェブサイト
調査期間	令和6年2月5日（月）～2月21日（水）
回収結果	■就学前児童保護者調査 668件（44.5%）【内訳】郵送：393件（26.2%）、Web：275件（18.3%） ■小学生保護者・児童本人調査 425件（42.5%）【内訳】郵送：242件（24.2%）、Web：183件（18.3%）

子ども・子育てワークショップ

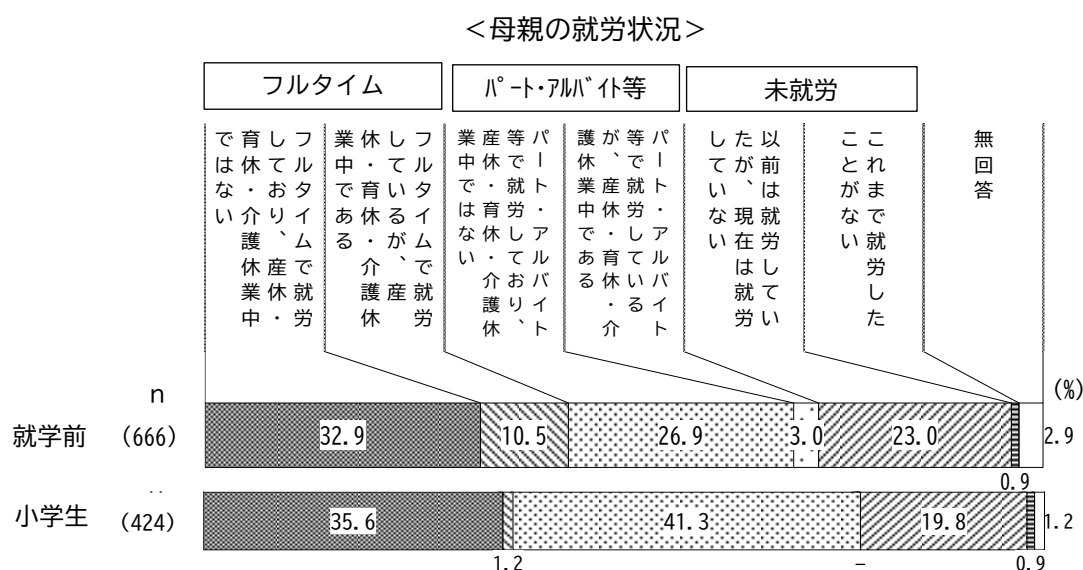
テーマ	このまちで子育てするうえで解決すべき課題
開催日時	第1回：令和6年6月23日（土） 午後1時30分～3時00分 第2回：令和6年7月 7日（土） 午後1時30分～3時00分
開催場所	みらい平市民センター 4階 会議室
募集方法	広報紙での募集、団体等への協力依頼
参加状況	子育て中の保護者及び子育て支援者等14人（各回）

(2) 主な調査結果

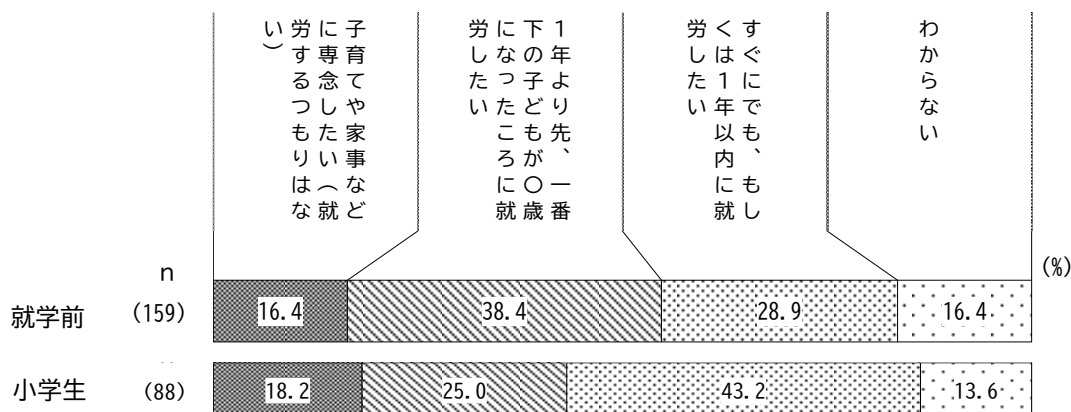
本計画の策定にあたって実施したニーズ調査結果からみられる子ども・子育てに関わる現況は以下のとおりとなっています。なお、調査結果は、別途、つくばみらい市子ども・子育て支援に関する調査結果報告書にまとめています。

■母親の就労状況について

- 就学前児童保護者調査では、フルタイム就労（43.4% 前回比5.9ポイント増）とパート・アルバイト等就労（29.9% 前回比9.2ポイント増）と就労している母親が増加しており、未就労（23.9% 前回比17.6ポイント減）が大きく減少しています。
- 小学生保護者調査では、フルタイム就労（36.8% 前回比6.5ポイント増）が増加しており、パート・アルバイト等就労（41.3% 前回比6.0ポイント減）は減少しています。未就労（20.7% 前回比0.3ポイント増）は変わらず2割となっています。



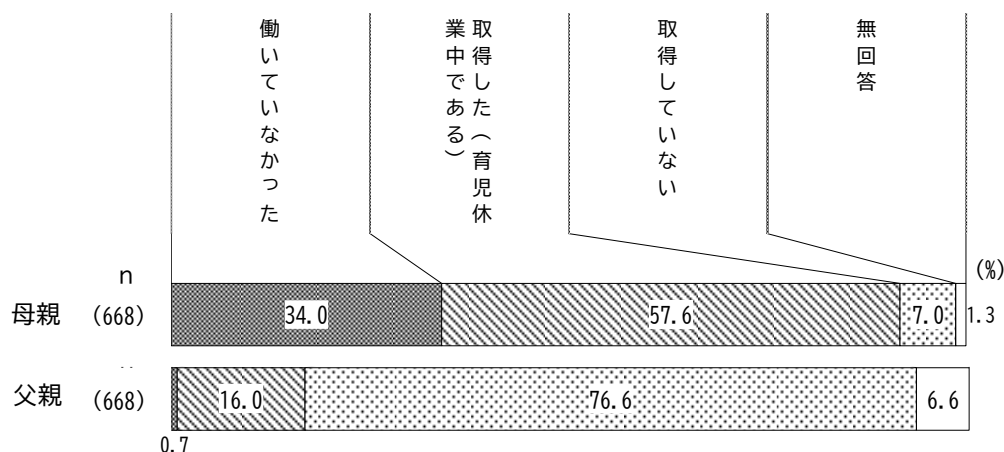
- また現在就労していない母親の就労希望について、すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい人が就学前で約3割、小学生で4割強、1年より先で、一番下の子どもが〇〇歳になったころに就労したい人が就学前で約4割、小学生で2割台半ばと、両調査とも就労希望者は合わせて約7割となっており、保護者の就労意向の高まりがあります。



■育児休業の取得について

- 就学前児童保護者調査では、育児休業の取得状況は、母親については約6割（57.6% 前回比17.9ポイント増）、父親については1割半ば（16.0% 前回比11.9ポイント増）とどちらも取得率は増加していますが、父親は依然として低い状況にあります。

<母親及び父親の育児休業取得状況>



■子育てと仕事の両立について

- 子どもを育てながら働くために必要なことは、両調査ともに「夫婦が家事や育児を分担し、協力すること」が特に高くなっています。

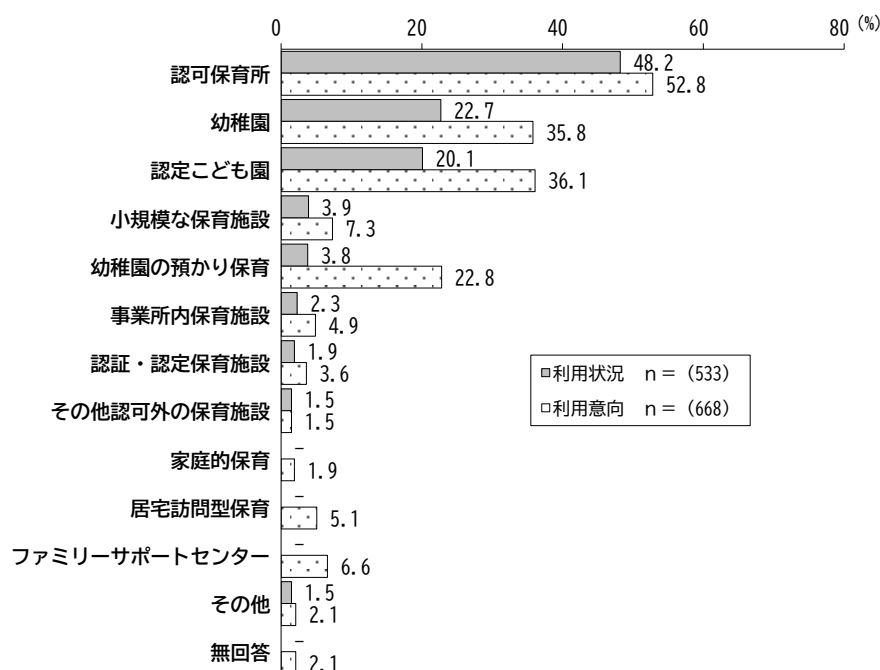
<子育てしながら働くために必要なこと 上位5位>

順位	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査
1位	(65.3%) 夫婦が家事や育児を分担し、協力すること	(69.2%) 夫婦が家事や育児を分担し、協力すること
2位	(35.0%) 子育て者に配慮した労働条件・制度があり、実際に活用できる職場環境であること	(43.1%) 子育て者に配慮した労働条件・制度があり、実際に活用できる職場環境であること
3位	(25.3%) 『子育ては女性がするもの』という固定的な社会通念を変えること	(26.6%) 『子育ては女性がするもの』という固定的な社会通念を変えること
4位	(24.4%) 育児休業中の経済的支援が充実すること	(20.9%) 男性も子育てに参加できる労働条件・制度があり実際に活用できる職場環境であること
5位	(22.8%) 男性も子育てに参加できる労働条件・制度があり実際に活用できる職場環境であること	(19.1%) 急な残業、出張などの仕事に合わせて柔軟に対応してくれる保育サービスの整備

■定期的な教育・保育事業の利用状況について

- 就学前児童保護者調査では、主に認可保育所、幼稚園が現在定期的に利用されていますが、今後の利用意向としては、このほかに認定こども園、私立幼稚園の預かり保育などの利用意向が高くなっています。

<定期的な教育・保育事業の現在の利用状況と今後の利用意向>



■地域の子育て支援事業の利用状況等について

- 就学前児童保護者調査では、乳幼児健診や新生児・こんにちは赤ちゃん訪問など、認知状況・利用経験ともに高い項目がみられる一方、ファミリーサポートセンター事業など認知状況が比較的高い(68.0%)にもかかわらず、利用経験が低い(6.7%)項目がみられます。

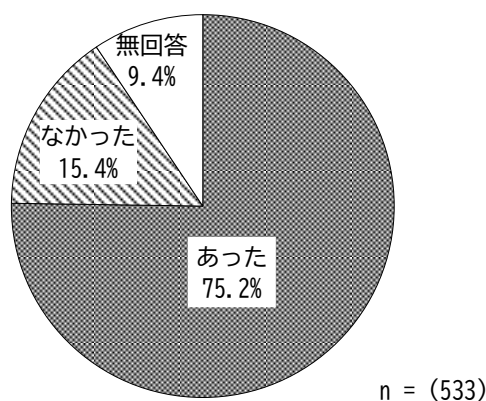
<子育て支援室事業 認知状況 上位10事業>

事業	認知状況 (知っている)	利用経験 (利用経験あり)	利用意向 (利用意向あり)
乳幼児健診	81.4%	78.9%	36.4%
新生児・こんにちは赤ちゃん訪問	76.5%	63.5%	26.5%
離乳食教室	73.2%	30.2%	15.7%
子育て支援室事業	71.1%	50.3%	31.6%
一時保育事業	70.2%	14.7%	28.4%
育児相談	69.3%	13.8%	25.3%
赤ちゃんの駅	68.9%	35.5%	28.1%
ファミリーサポートセンター事業	68.0%	6.7%	23.7%
産後ケア事業	66.0%	13.5%	20.2%
妊産婦タクシー	63.5%	2.7%	19.8%

■病気の際の対応について

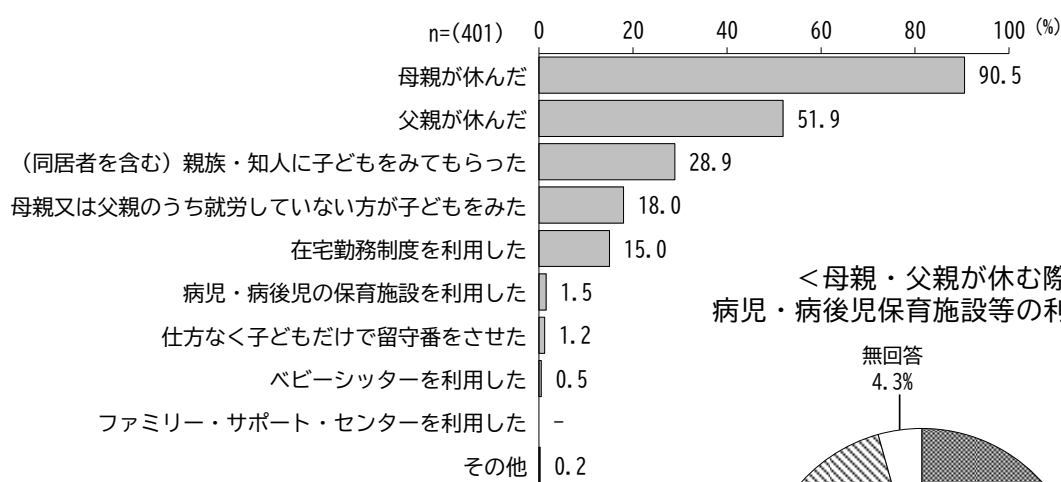
- 就学前児童保護者調査では、定期的な教育・保育事業利用者の75.2%（前回比3.0ポイント増）が、この1年間に子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験があったと回答しています。

<病気やケガで通常の事業を利用できなかった経験>

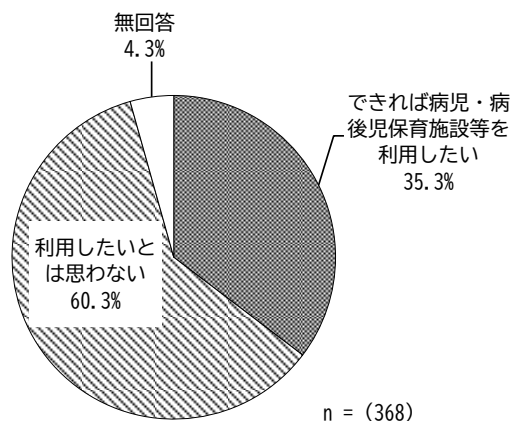


- 利用できなかった人の対処方法として、母親が休んだ人（90.5% 前回比14.8ポイント増）が特に高くなっています。
- 母親・父親が休んで対応した人における病児・病後児保育施設等の利用意向は3割台（35.3% 前回比6.3ポイント減）となっています。

<教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法>



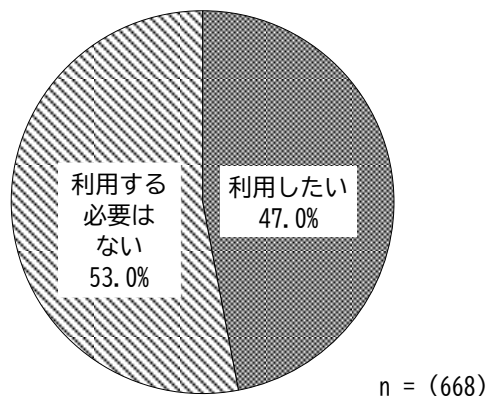
<母親・父親が休む際の病児・病後児保育施設等の利用意向>



■不定期的教育・保育事業の利用について

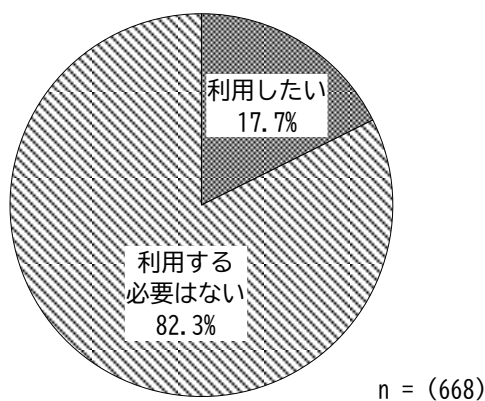
- 就学前児童保護者調査では、不定期的教育・保育事業の利用意向が増えています。
(47.0% 前回比 6.4 ポイント増)

<不定期的教育・保育事業の利用意向>

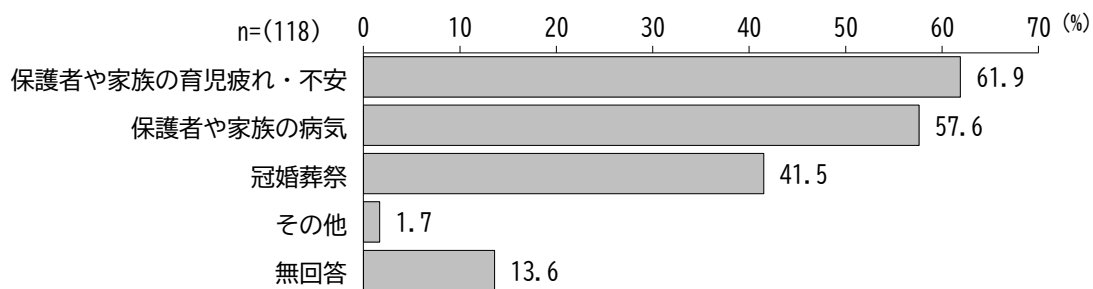


- 就学前児童保護者調査では、短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用意向がない人が 82.3% を占め、利用したい人は 17.7% となっています。
- 短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用目的は、レスパイトケアや保護者等の病気を理由とした回答が多くなっています。

<短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用意向>



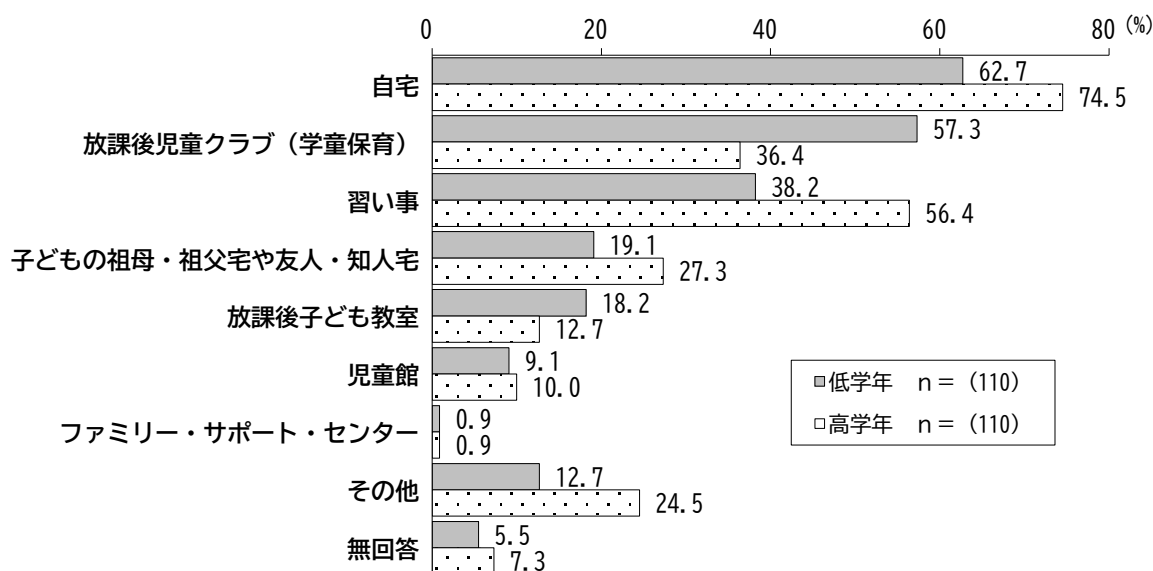
<短期入所生活援助事業（ショートステイ）の利用目的>



■放課後の居場所について

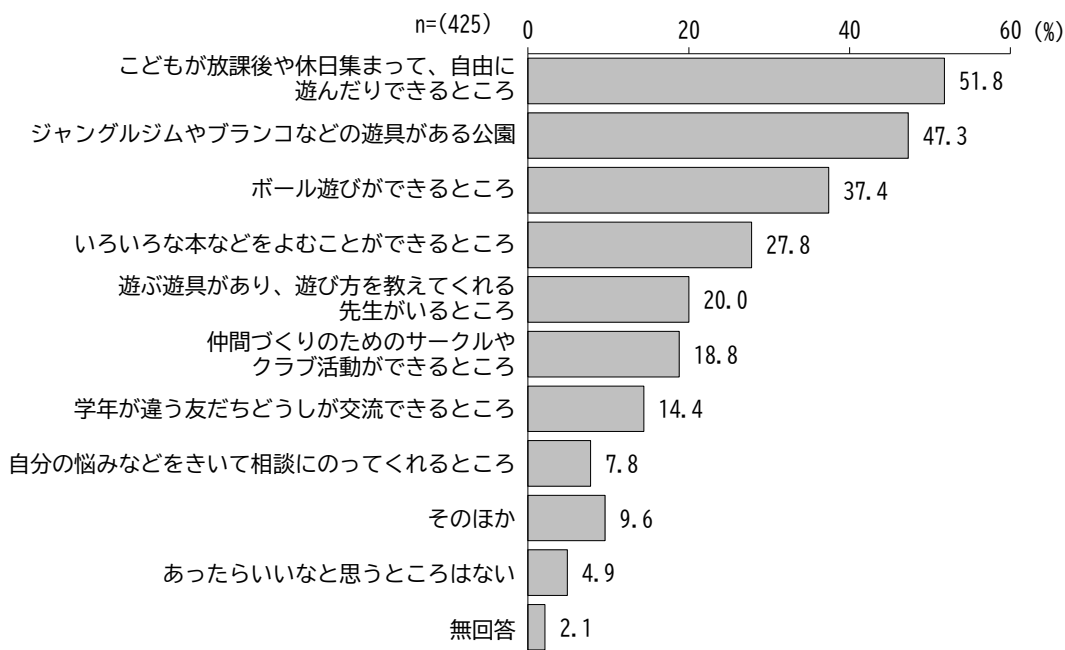
- 就学前児童保護者調査では、放課後過ごさせたい場所として、低学年、高学年ともに「自宅」が1位、次に低学年は「放課後児童クラブ」、「習い事」、高学年は「習い事」、「放課後児童クラブ」の順になっています。

<放課後を過ごさせたい場所>



- こども本人（小学生）を対象とした設問において、居住地の近くにあればいいと思う場所をたずねたところ、「こどもが放課後や休日集まって、自由に遊んだりできるところ」が5割強で最も多く、次いで、「ジャングルジムやブランコなどの遊具がある公園」「ボール遊びができるところ」と外遊びできる公園等が求められています。

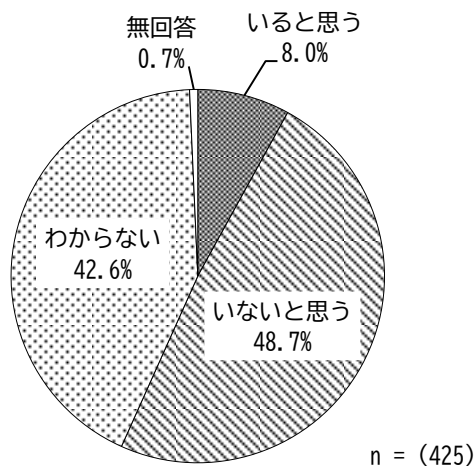
<居住地の近くにあればいいと思う場所>



■ヤングケアラーについて

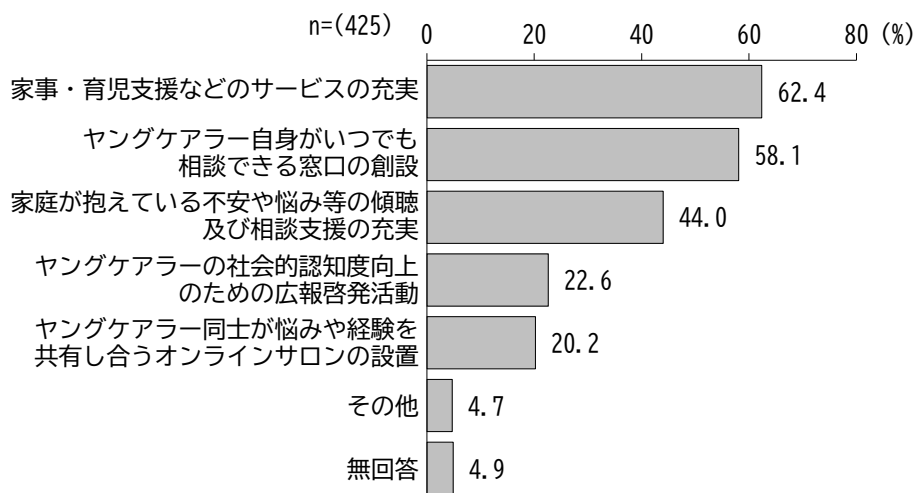
- 小学生保護者調査では、8.0%がヤングケアラーと思われる子どもが自身の周りにいると思うと回答しており、県の調査における「世話をしている家族がいる（小学6年生 9.6%）」という結果と同様の傾向が見られます。

<ヤングケアラーと思われる子どもが身近にいると思うか>



- ヤングケアラーに対して必要だと思う支援として、家事・育児支援などのサービスの充実や、ヤングケアラー自身がいつでも相談できる窓口の創設があげられています。

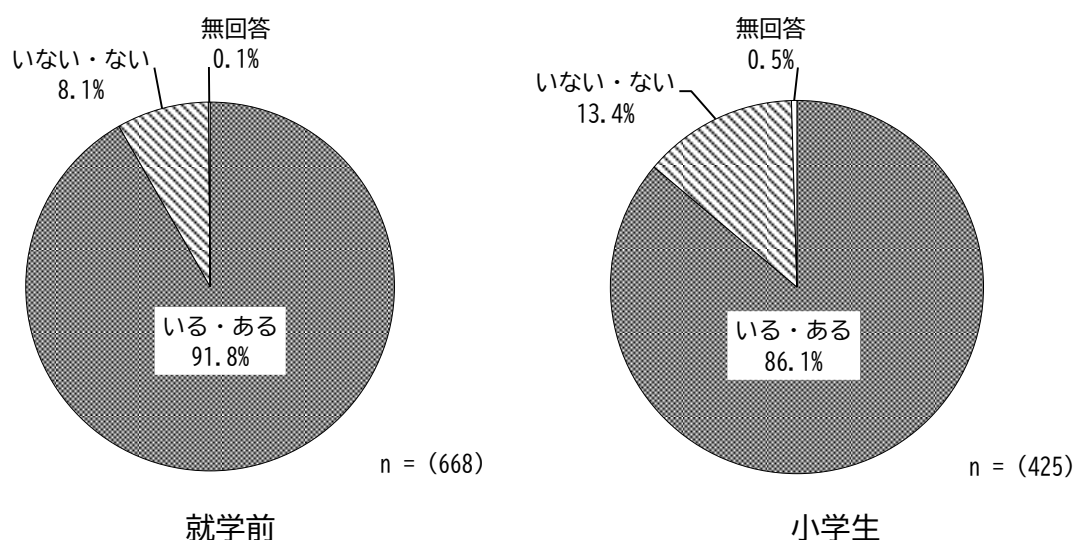
<ヤングケアラーに対して必要だと思う支援>



■子育ての相談先について

- 子育てに関して、気軽に相談できる人、場所がある人は両調査ともに9割前後を占めています。一方で、相談先がないと回答している人が1割前後います。

<子育てに関して、気軽に相談できる人、場所の有無>



■子育てに関する悩みについて

- 子育てに関する悩みは、両調査ともに「子どもの教育に関すること」「子育てに出費がかさむこと」「子どもを叱りすぎているような気がする」と上位にあげられています。

<子育てに関する悩み 上位5位>

順位	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査
1位	(48.1%) 子どもの教育に関すること	(47.3%) 子どもの教育に関すること
2位	(40.5%) 子育てに出費がかさむこと	(29.5%) 子育てに出費がかさむこと
3位	(35.9%) 子どもを叱りすぎているような気がする	(28.6%) 子どもを叱りすぎているような気がする
4位	(34.3%) 病気や発達に関すること	(26.6%) 子どもとの時間が十分にとれないこと
5位	(33.8%) 仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	(24.1%) 病気や発達に関すること

5 現状と課題

今回実施した子ども・子育てに関するアンケート調査では、5年前調査と比較して、保護者の就労意向や定期的な保育ニーズの高まりがみられ、認定こども園や預かり保育等により、保育の質の向上などが求められています。さらに、在宅育児家庭の保護者の育児疲れ解消や行事参加等のため、全ての家庭を対象とした子育て支援策が必要です。

ニーズ調査結果では、利用している教育・保育の施設の場所は、7割を超える方が家の近くの施設を利用できている一方で、利用者全体の6.6%が「本当は家の近くの施設に通いたかったが施設の空きがなかった」、5.6%が「保護者の通勤等の経路であるため、あえて他の地区を選んだ」と回答しています。今後の整備等については、需要予測等も含め、様々な観点から判断し、検討する必要があります。

女性の社会進出が進んでいく中で、子育てと仕事の両立は子育て家庭の大きな課題です。ニーズ調査結果では、就労している母親が増加する一方、『子育ては女性がするもの』という固定的な社会通念が未だに残っているという回答が多く、子どもを育てながら働くためには、夫婦が家事や育児を分担し協力することが求められています。子育てと仕事の両立支援をより一層推進するため、子育て期にある女性だけでなく、子育て期の男性にとってもワーク・ライフ・バランスの実現が必要です。そのために、意識啓発や働き方・暮らし方の見直しを推進していく必要があります。今後も子育て世帯における核家族化、共働き世帯化が考えられるなか、安心して産み、育てることができる環境づくりが重要な課題となっています。

また、共働き世帯が増えていることもあり、放課後児童クラブの需要が高まってきている。ニーズ調査結果では、子どもが放課後や休日に集まって、自由に遊んだりできる居場所を望む声が多く、すべての子どもにとって安全・安心な居場所を確保していくことが求められています。

本市では、社会状況の変化に対応しつつ、支援の量と質の向上させ、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取り組みを進めていきます。

第3章 目指す子育て支援の方向

1 計画の基本理念

本計画は、未来の主演である子どもたちが、夢と希望をもって未来の担い手として、心豊かに健やかに育っていけるような環境、社会を整えていくための計画です。

そのためには、子育て支援の一層の充実はもちろんのこと、「子どもの育ち」に目を向け、子どもや子育て世帯の取り巻く環境等にかかわらず、子どもの育ちを等しく保障し子ども自身が自らの力で成長すること、そして子どもたちを地域全体で見守り育んでいくことを支援していくことが大切です。

市民・地域・行政が協力し合い、地域の宝である子どもたちの成長を温かく見守り、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちづくりを進めます。

地域をあげて子ども並びに子育て家庭への支援を力強く推進するために、「第3期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」では、その基本理念を次のとおりとします。

【基本理念】

すべての子どもが夢と希望をもって成長できるまち つくばみらい

2 計画の基本目標

前述の基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

基本目標1 質の高い幼児教育・保育サービス及び地域子育て支援の充実

一人ひとりの発達の特性に応じた適切な関わりや、子どもの個性や創造性をのばし、豊かな人間性を育む質の高い幼児教育・保育の安定的な提供及び子どもの健やかな成長を図るため、保育の質的拡大と質的充実に努めます。

また、子育てを取り巻く様々な不安や負担を解消し、保護者の「子育て力」を自ら高めていくことができる環境づくりに取り組みます。

基本目標2 子育て世帯を支える環境づくり

妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援ができる体制を構築するとともに、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます。

また、性別にかかわらず、働きながら安心して子育てができるよう、引き続き労働環境の改善と支援体制の充実に図ります。

さらに、児童福祉の専門指導員や相談員の資質向上を図るとともに、気軽に子育てに関する相談ができる体制の充実に努めます。

基本目標3 子育てを支えるまちづくり

自らの考えや意見を持ち、決定し、主体的に行動する力を身につけ、夢や目標を達成できる自立した子どもの育成を図ります。

子どもにとって、安心感や信頼関係は人格を形成するうえで欠かせません。子どもが安全に過ごせる物理的な環境を整え、情緒的にも安心できる支援体制を築きます。

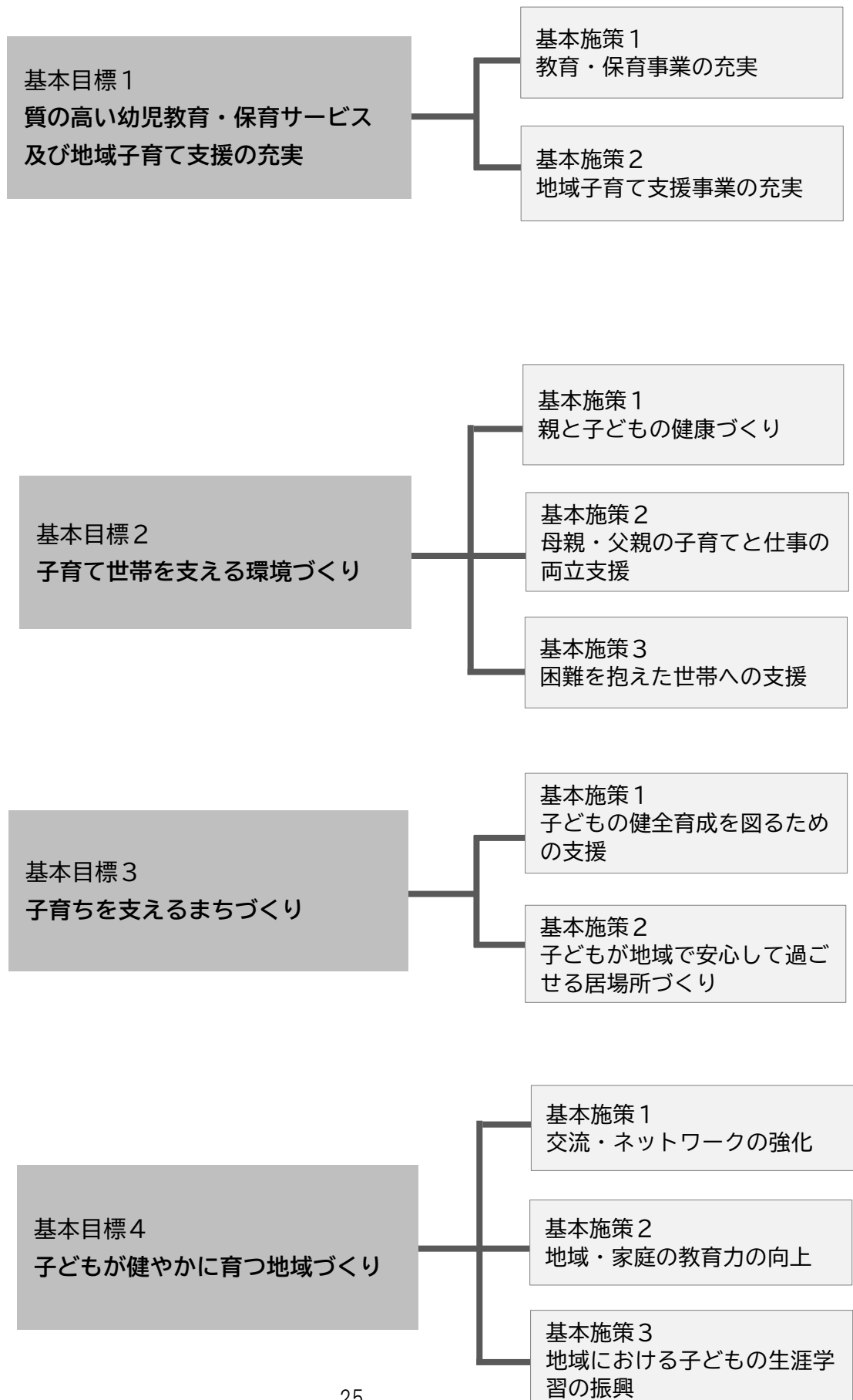
また、安全な遊び場や学びの場を提供し、家庭や学校、地域社会での信頼関係を築き、子どもが安心して他者と関わり、協力し合えるまちづくりを目指します。

基本目標4 子どもが健やかに育つ地域づくり

子どもたちの健やかな成長を確保していくために、保護者のみならず地域社会におけるあらゆる構成員が、「地域の子ども」として子育てに積極的に関わり、協働による支援や見守り活動への参画等をとおして、子ども・子育て家庭を支えることができる地域づくりに取り組みます。

3 施策の体系

すべての子どもが夢と希望をもって成長できるまち つくばみらい



第4章 子ども・子育て支援事業の各施策の展開

施策の具体的な取り組みを各基本施策から展開します。

なお、本計画から新たに実施する事業名の後ろに＜新規＞と表示しています。

基本目標 1

質の高い幼児教育・保育サービス及び地域子育て支援の充実

基本施策 1

教育・保育事業の充実

■現状と課題

アンケート調査結果をみると、夫婦共にフルタイムで働く子育て家庭が増加しており（14ページ参照）、ますます保育に対する需要が高まっています。また、パートタイム就労やフレックスタイム制、在宅での勤務等により、就労形態や勤務時間が多様化しており、それに応じて保育や子育てにおけるニーズも多様化していることから、これらに対応した環境を整備することが課題となっています。

■施策の方向性

市民の家庭の状況に応じた利用選択ができるよう、教育・保育サービスに対する必要ニーズ量に対応できる施設環境の充実に努めます。

■施策の具体的な取り組み

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
1	教育・保育事業量の確保	市民の教育・保育に対する希望に対し、必要な事業量を供給します。	教育・保育ニーズに対応するため、民間保育施設の誘致や利用定員の変更、保育士確保のための取り組みなどについて検討していきます。また、公立幼稚園については園児数の減少が続いており、近年の認定こども園ニーズから、教育、保育を一体的に提供できるよう、将来的な幼稚園のあり方も含め検討していきます。	みらいこども課 学校総務課

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
2	民間保育施設の誘致	教育・保育のニーズに対応できるよう必要な施設の確保に努めます。	多様な教育・保育ニーズを見極め、必要に応じて民間保育施設の誘致に努めるとともに、公立保育所の民営化についての検討をしていきます。	みらいこども課
3	保育施設の充実	保育施設の改修等を進め、安全で安心な保育環境づくりに努めます。	安全で安心な保育を提供できるよう、教育・保育施設の改修等を行い、保育環境の整備に努めます。	みらいこども課
4	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育の実施	地域の特色ある保育の担い手の確保を図ります。	3歳未満の子どもを預かる地域型保育事業に対し、適正な保育運営ができるよう必要な助言指導を行っていきます。	みらいこども課
5	認可外保育施設利用者への支援	市内の認可外保育施設が提供する保育の質の向上、利用者の利便性向上を図ります。	認可外保育施設利用者が安心してサービスを受けられるよう、施設の保育状況の確認・指導を強化します。また、利用者への情報提供を推進します。	みらいこども課
6	無償化に伴う未移行幼稚園の副食費補足給付	未移行幼稚園の副食費補足給付により利用者の負担軽減を図ります。	認定こども園等利用者との公平の観点から、引き続き、新制度に移行していない幼稚園の副食費の補足給付を行います。	みらいこども課

■現状と課題

妊娠期から子育て期の多くの保護者が、出産や子育てについて不安等を抱えていることから、子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、妊娠期から子育て期にわたり、伴走型の支援が求められています。

また、一時的な就労やりフレッシュ等での一時預かりサービスのニーズも増えており、共働き家庭のみならず、全ての子育て家庭を対象とするきめ細やかな保育サービスの充実が求められています。

■施策の方向性

安心して出産や育児ができるように、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対し一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの相談に応じ、必要なサービスを紹介するとともに、子育て中の親子の地域での孤立や不安を軽減するための、相談体制・情報提供体制の強化に努めていきます。

また、一時預かり、病児病後児保育事業や小学生を対象とする放課後児童対策事業等についてもより一層充実させていきます。

■施策の具体的な取り組み

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
7	利用者支援事業	一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会を実現するため、子ども及びその保護者や妊産婦が子育て支援を円滑に利用できるよう必要な相談支援を実施します。	妊娠・出産・子育て期に切れ目なく支援できるよう引き続き関係機関と連携しながら、地域の親子を支えていく取り組みを展開していきます。	おやこ・まるまるサポートセンター
8	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互交流し、ふれあい遊びや友達になったりする場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などが気軽にできる場を提供していきます。	多くの保護者となつながつて切れ目のない子育て支援の一端を担えていることから市として子どもの人数等を考えながら必要数を確保していきます。	おやこ・まるまるサポートセンター
9	保育所等の延長保育・一時預かり事業の実施	保護者の就労形態の多様化に伴う就労と保育の両立への支援や家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を一時的に預かるなど保育サービスの充実を図ります。	多様な保育ニーズの把握に努めて、引き続き事業を実施していきます。	みらいこども課

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
10	病児病後児保育の実施	児童が病中又は病気回復期にあり、保護者による保育が困難な場合に、保護者の子育て、就労等を支援するとともに児童の健全な育成を図ります。	安心して子育てできる環境を確保するため、引き続き事業を実施し、子育てサービスの向上を図っていきます。	みらいこども課
11	ファミリーサポートセンター事業	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を会員として、お互いに助け合う地域組織をつくり、こどもの預かりや送迎活動などにより、仕事と育児が両立できる環境を整備します。	引き続き事業を実施していくとともに、協力会員の確保に努めていきます。	おやこ・まるまるサポートセンター
12	放課後児童対策事業（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により、監護を受けられない、小学校に就学している児童が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後児童クラブの計画的な環境づくりに努めます。	利用児童数の増加を考慮しつつ、待機児童が発生しないように、受入先や支援員の確保等に努めます。特別な配慮が必要な児童に対しては、必要に応じて適切な対応をしてまいります。	生涯学習課
13	妊産婦・乳児健康診査及び新生児聴覚検査費用の助成	妊産婦・乳児の健康管理のため、医療機関で実施する健康診査の費用を助成します。また、新生児期において先天性難聴児の早期発見を目的として検査費用の助成を行います。	妊産婦・乳児の健康管理及び先天性難聴児の早期発見に努めるよう、今後も引き続き実施していきます。	おやこ・まるまるサポートセンター
14	産後ケア事業	産後も安心して子育てができる支援体制の確保のため、産後の母及び父や子どもが宿泊・通所または助産師等による訪問により、心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を行うことで不安の軽減を図っていきます。	継続した支援が行えるように、委託機関等の関係機関と連携を図っていきます。	おやこ・まるまるサポートセンター
15	新生児訪問・未熟児訪問・乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月頃までの新生児・乳児を対象に、助産師、保健師が訪問し、子どもの発育、生活環境など育児上必要な助言を行っていきます。また、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、適切なサービス提供に結び付けることにより地域の中で育児が行えるようにしていきます。	継続した支援が行えるように、健診、教室等の母子保健事業との連携を図っていきます。	おやこ・まるまるサポートセンター

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
16	養育支援訪問事業	出産後の育児ストレスや産後うつなどの問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれのある家庭への相談・支援を行います。	乳児家庭全戸訪問事業、母子保健事業及び家庭相談等による訪問事業で把握した支援が必要な家庭に対して継続的な支援の充実を図ります。	おやこ・まるまるサポートセンター
17	子育て短期支援事業	保護者の疾病、仕事等の理由により、子どもの養育が一時的にできなくなった場合に一定期間宿泊にて子どもを預かります。	保護者のニーズに応じ、児童養護施設や里親等の受け入れ先を拡充していきます。	おやこ・まるまるサポートセンター
18	子育て世帯訪問支援事業 新規	妊産婦、家事・子育てに不安がある家庭、ヤングケアラーがいる家庭等の居宅を訪問し、傾聴や家事・子育て環境を整えるとともに、虐待リスクの軽減を図っていきます。	ニーズに応じたサービスが提供できるよう、事業の担い手を確保するとともに、対象者のアセスメントを行い、適切なサービスにつながるよう支援していきます。	おやこ・まるまるサポートセンター
19	児童育成支援拠点事業 新規	家庭や学校などに居場所のない児童等に対し居場所となる場を開設し、個々の家庭状況に応じた支援を包括的に提供します。	令和8年度からの実施に向け、対象となる家庭の把握や担い手の確保に取り組み、児童の健全な育成が図れるよう提供体制の整備を進めていきます。	おやこ・まるまるサポートセンター
20	親子関係形成支援事業 新規	子どもの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者に対しペアレントトレーニングを実施し親子間の適切な関係性の構築を支援していきます。	子育て支援室等と連携し、実施していきます。またペアレントトレーニングリーダー養成講座を開催しリーダーの確保に努めます。	おやこ・まるまるサポートセンター
21	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 新規	3歳未満の児童の保護者が就労状況に関係なく、保育所等に子どもを預けることや保育士等に育児相談など行うことで、保護者の心理的負担の軽減を図るとともに、子どもが家庭と異なる経験や家族以外の人との関わる機会を提供します。	令和8年度からの実施に向け、受け入れ場所の確保や新たな保育士の確保に取り組み、提供体制の整備を進めていきます。	みらいこども課

基本目標2

子育て世帯を支える環境づくり

基本施策1

親と子どもの健康づくり

■現状と課題

本市の合計特殊出生率は、近年増減を繰り返しながら推移をしていますが、平成29年をピークに減少に転じ、令和3年は全国、茨城県を下回りました。ワークショップの結果をみると、産前・産後ケアの充実を求める声が多く、2人目以降の産後ケアの使いづらさや、申請方法がオンライン化していない不便さなどが指摘されています。妊産婦の心身の変化や子どもの健康・発達面等の相談内容が多く、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の体制を構築し、子育てしやすいまちを推進していくことが重要です。本市では、今後、事業ごとにオンライン申請が可能なものについては順次オンライン申請ができるように整備を進めていく必要があります。

■施策の方向性

妊娠・出産・育児の各段階における妊婦や子育て家庭への切れ目ない支援を推進するため、健診等の母子保健事業の充実を図るとともに、子育てサービス等に関する知識の普及や相談・指導を充実していきます。

乳幼児と子育て家庭の健康づくりのため、食育に関する学習や離乳食づくりなどを実施していきます。また、学校給食では地域の農家との協力により地産地消と併せて、安全・安心な食事の提供に取り組んでいきます。

■施策の具体的な取り組み

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
22	不妊治療費等の助成	特定不妊治療を受ける方の経済的負担を軽減するため医療保険適用の回数や年齢制限を超えた治療に要する費用の一部を助成します。男性不妊治療費や不育症検査及び治療費の助成についても同様です。	助成内容については国の動向を確認しながら引き続き事業を実施していきます。	おやこ・まるまるサポートセンター
23	母子健康手帳の交付	母子保健法に基づき、妊娠の届出をした方に妊産婦の健康管理と子どもの健やかな成長・発達のために健診又は保健指導の記録をするための母子健康手帳を交付します。届出者全員と面接し、不安や悩みに早期から対応できるよう、また、妊娠中から継続してきめ細かな援助・指導を行えるよう努めていきます。	継続的に支援が必要な場合には、関係機関・医療機関と連携しきめ細かな支援を実施していきます。また、電子母子健康手帳を検討していきます。	おやこ・まるまるサポートセンター

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
24	妊娠期の健康教育	「マタニティ教室ハローベビー」を開催し、子育てについて夫婦で考えるきっかけづくりの場を提供し、共に協力して子育てできるよう支援します。また、妊娠中の悩みや不安を軽減できるよう努めていきます。	参加者のニーズを把握するためアンケートを実施し、妊娠中の不安が軽減できるよう更なる充実に向けて内容を検討していきます。	おやこ・まるまるサポートセンター
25	出産・子育て応援ギフト	妊娠から子育て期までの切れ目ない支援を提供するため、妊娠届出時及び新生児訪問時に各5万円を支給します。	引き続き伴走型相談支援と連携し出産・子育て応援ギフトを支給することで妊娠から子育て期までの切れ目ない支援を行います。	おやこ・まるまるサポートセンター
13	妊産婦・乳児健康診査及び新生児聴覚検査費用の助成 【再掲】	妊産婦・乳児に対し、医療機関で実施する健康診査の費用を助成し健康管理の確保に努めます。また、新生児期において先天性難聴児の早期発見を目的として検査費用の助成を行います。	引き続き妊産婦・乳児の健康管理及び先天性難聴児の早期発見に努めるよう、今後も実施していきます。	おやこ・まるまるサポートセンター
26	妊産婦・乳児タクシー利用料助成事業	妊産婦や乳児が健診や予防接種等でタクシーを利用した際の費用の一部を助成することにより、妊産婦や乳児を持つ親の通院等の支援及び経済的負担の軽減を図ります。	引き続き事業を継続していくとともに、ニーズに対応できるよう、幅広く周知していきます。	おやこ・まるまるサポートセンター
14	産後ケア事業 【再掲】	産後も安心して子育てができる支援体制の確保のため、産後の母及び父や子どもが宿泊・通所または助産師等による訪問により、心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を行うことで不安の軽減を図っていきます。	継続した支援が行えるように、委託機関等の関係機関と連携を図っていきます。	おやこ・まるまるサポートセンター

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
15	新生児訪問・ 未熟児訪問・ 乳児家庭全戸 訪問事業 【再掲】	生後4か月頃までの新生児・乳児を対象に、助産師、保健師が訪問し、子どもの発育、生活環境など育児上必要な助言を行っていきます。また、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な情報提供を行うとともに、適切なサービス提供に結び付けることにより地域の中で安心して育児が行えるようにしていきます。	継続した支援が行えるように、健診、教室等の母子保健事業との連携を図っていきます。	おやこ・まるまるサポートセンター
16	養育支援訪問事業 【再掲】	出産後の育児ストレスや産後うつなどの問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭、虐待のおそれのある家庭への相談・支援を行います。	乳児家庭全戸訪問事業、母子保健事業及び家庭相談等による訪問事業で把握した支援が必要な家庭に対して継続的な支援の充実を図ります。	おやこ・まるまるサポートセンター
27	育児相談	子育て支援室を会場にすくすく広場や巡回育児相談を実施します。また電話相談や来所相談に随時対応していきます。	子育ての悩みを解消し、保護者が不安なく育児に取り組めるよう、引き続き育児相談を実施していきます。	おやこ・まるまるサポートセンター
28	乳幼児健康診査	3～4か月児健診・1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診（集団健診）を実施し、心身の発達を確認し、早期に適切な支援を行うため受診率の向上に努めます。2歳児歯科健診においては、歯科健康診査を実施し、希望者に対しフッ素塗布を行うことでう歯予防に努めていきます。	健診対象者については個別通知を行っています。また健診未受診の場合には再度通知するなど連絡を取り受診勧奨を行い受診率向上に努めます。	おやこ・まるまるサポートセンター
29	発達に心配のある子どもへの支援	子へのかかわり方や対応に不安のある保護者と子どもに対して、発達相談（個別相談）により適切な指導をしていくことで、こどもの発育を促し、保護者の育児を支援していきます。	発達支援事業と連携し継続した支援の充実を図ります。	おやこ・まるまるサポートセンター
30	離乳食教室	保護者に対し離乳食の作り方や食べさせ方など講話や実演を通じて指導し、離乳食に関する不安が解消できるよう努めていきます。	保護者のニーズを把握するため、アンケート調査を実施し更なる内容の充実を図ります。	おやこ・まるまるサポートセンター

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
31	おやこでつくり うまるまる ランチ	食を通じて親子の交流の場、育児の悩みを専門職員に相談できる場を提供します。親子で料理をする場を提供し食育の推進に努めます。	更なる交流の場となり、育児不安の軽減につながるよう引き続き実施していきます。	おやこ・まるまるサポートセンター
32	親子料理教室	親と子が共に調理し、食事の大切さを知り、適切な食習慣を早期から身につけることができるよう関係機関と連携を図りながら教室や啓発活動を実施していきます。	SNS等を活用し、メニューを紹介するなど広報活動を行い、食事の大切さや適切な食習慣を早期から身につけることができるよう食育を推進していきます。	健康増進課
33	学校給食	子どもたちが、学校給食を通じて生涯にわたっての自己管理能力や基本的な生活習慣が育まれるよう幼稚園や学校との連携を図りながら、食育の推進に努めていきます。	給食時における指導として、学校訪問や授業等による園児・児童・生徒への食に関する指導を行い、食育を推進していきます。	学校総務課（学校給食センター）
34	食生活改善推進員の養成・育成	食生活改善推進員は、地域の食育、食習慣改善の実践者であるため、食生活に関する知識の普及と啓発に向け、推進員の育成に努めていきます。	円滑な活動を支援するために、イベントやSNS等で食生活改善推進員の活動について広報活動を行い、養成講座を行うことで新たな会員が増えるよう支援します。	健康増進課
35	定期予防接種	個人の疾病予防や、地域における感染症蔓延予防に向け、予防接種に関する知識の普及と予防接種の接種率の向上に努めていきます。	国の進めるマイナンバーカードを活用した予防接種の情報連携システムの導入等を検討していきます。	健康増進課
36	任意予防接種	任意接種については、疾病の重症化を予防するとともに、接種費用の助成を行い、保護者の経済的負担を軽減します。	子どもの疾病の重症化を予防するため、接種費用の助成を引き続き実施します。	健康増進課
37	地域医療関係機関との連携の充実	親や子どもの健康の確保・増進に向けて地域医療機関との連携を充実していきます。また、乳幼児は健診や治療とともに、発育発達・予防接種等地域医療とのを含めた幅広い関わりが必要のため、日頃から気軽に相談ができる身近なかかりつけ医を持つことを奨励していきます。	引き続き、かかりつけ医の大切さを啓発するとともに、地域の医療機関との連携に努めます。	健康増進課 おやこ・まるまるサポートセンター

■現状と課題

仕事と家庭の両立について、女性の育児休業取得率は定着しつつあるものの、男性の取得率は依然低く、職場環境の改善が必要です。また、ライフスタイルの多様化に伴い、働きたい女性の能力が十分に活かされていない現状は社会全体の損失です。さらに、男性の子育て・家事への参加時間が少なく、男女が共に仕事と生活を調和させることが難しい状況が女性の継続就業を困難にしています。男女が協力し、父親の育児参加を促進することが求められます。

■施策の方向性

子育て家庭に、雇用環境の改善・整備に関する支援施策について周知するとともに、市内企業各事業所との連携により、仕事と育児が両立できる労働環境の改善に努めていきます。子育て中の親が再就職しやすい環境をつくるために、資格取得の利用の促進を図っていきます。

■施策の具体的な取り組み

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
38	多様な就業形態について啓発と雇用環境の向上	企業に対して、育児休業の問題、労働条件に関する事項等の周知を図り、また、妊娠・出産期の配慮や短時間勤務などの子育てに優しい多様な就業形態の導入等の広報に努めます。	保護者が多様な働き方を選択できるよう茨城労働局等と連携し、制度周知に引き続き取り組みます。	産業経済課
39	多様な働き方の情報発信	市民に対して、育児・介護休暇制度、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、テレワーク制度、副業、産後の再就職等の広報に努めます。	茨城労働局等と連携し、子育て中の親が働きやすい多様な働き方について、情報を分かりやすく発信していきます。	産業経済課
40	育児休暇制度等の周知と取得促進	関連機関と連携し、育児休暇制度等の取得促進に向けた広報に努めます。	男女ともに育児休暇を取得しやすい環境となるよう茨城労働局等と連携し、制度周知に引き続き取り組みます。	産業経済課
41	再就職に関する情報の提供と支援	子育て等で離職した方が再就職の機会を得られるよう、事業所等と連携して就業に関する情報の提供を行います。	引き続き、ハローワークや県と連携し、再就職に関する情報の提供等を行います。	地域推進課 産業経済課

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
42	就労のための 資格取得支援	再就職のための技能・技術を身につけたい人への講習等支援事業の情報提供や、国の実施する資格取得に向けた教育訓練給付金制度の利用促進等の広報に努めます。	茨城労働局等と連携し、就労に役立つ資格取得支援制度等に関する情報を求職者に向け今後も積極的に発信していきます。	産業経済課
43	家庭生活における男女共同参画の推進	働く世代のワーク・ライフ・バランスを改善し、家庭生活における男女共同参画を推進するため「親子料理教室」を実施します。	引き続き、家庭における家事や子育てなどへの男性の参画を促すための「親子料理教室」を実施します。	地域推進課
44	男女共同参画に関する啓発活動の実施及び情報の提供	個人の希望に応じて、活躍できる社会の実現に向けて、男女共同参画意識の理解を深めるよう、情報提供や啓発活動に取り組みます。	引き続き、広報紙やホームページ、SNS等を活用して情報提供するなど、啓発活動を実施します。	地域推進課
45	みらい子育て パパサポート プロジェクト 新規	父親向けの各種事業の実施により、父親の子育てスキルの向上を図り、パパが育児への自信を持つことで、夫婦楽しく子育てができるよう支援します。	子育てパパが当たり前になる社会の実現につながるよう継続して実施していきます。	おやこ・まるまるサポートセンター

■現状と課題

全国的に、ひとり親世帯や発達に遅れがある子どもが増加しており、支援の必要な子どもを守る仕組みづくりが求められています。ひとり親世帯や支援が必要な子どもとその家庭に対し、健やかな成長を促す環境を整備することが重要です。

ワークショップやアンケート調査の結果から、子育て家庭から経済面での支援を望む声が多く（21ページ参照）、教育費や医療費、出産費助成などの経済的支援を充実させ、安心して子どもを産み育てられる環境を提供することが必要です。一方、子どもが家事や家族の世話などを行う「ヤングケアラー」が身近にいると思うかの質問に対し、「わからない」と答えた人が約42.6%と、ヤングケアラーに対する理解や関心が低いことが課題となっています（20ページ参照）。そのため、ヤングケアラーを早期に見つけるための体制作りも必要です。

■施策の方向性

障がい児を抱える家庭やひとり親家庭等の支援を必要とする家庭に対し、支援を行います。

特に、障がい児や発達に関する支援が必要な子ども及びその保護者が、身近な地域で安心した生活が送ることができるように、早期発見、早期療育に努め、乳幼児期から成人期に達するまで、一人ひとりの多様なニーズに対応する一貫した相談支援に努めます。

また、子どもの権利擁護に努め、児童虐待問題に適切に対応できるよう、関係機関との連携を図るとともに、虐待の未然防止や再発防止に努めていきます。

■施策の具体的な取り組み

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
46	生活支援の充実	サービス事業所との連携及び協力体制を強めるとともに、要支援児に係る関係部署との情報共有及び連携を密にすることにより、適切な支援が図れるよう努めます。	引き続き、適切な支援が図れるよう、関係部署との情報共有及び連携を密に図っていきます。	社会福祉課
47	障がい児保育の推進	保護者との連携を強化するとともに、障がい児に対する研修等により保育士の資質の向上に努め、障がい児と障がいのない児童が共に生活する保育を推進します。	障がい児の受入れが年々増えていることから、受け皿をさらに確保していくとともに障がい児に対する適切な対応がとれるよう研修等により保育士の資質向上に努めていく。民間施設においても、障がい児に対する加配保育士配置の補助制度の活用を促進し、保護者が安心して預けられる環境を整備します。	みらいこども課

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
48	特別支援教育	障がいの状況に応じた教育機会の均等化、障がいのない児童との交流等、きめ細かな教育を進めます。また、特別な支援を必要とする子どもの教育のあり方を研究し、適切な対応に努めます。	居住地校交流及び共同学習についての呼びかけ、特別支援学校による巡回相談や県の専門家派遣事業の周知により、より充実した支援体制を確立します。	教育指導課
49	障がいのある児童・生徒の地域活動支援	障がいのある子どもたちが、日中活動できる場を提供する事業所日中活動系事業所と連携を取り、障がいのある子及びその家族に対する支援をします。また、特別支援学校での会議等において、教諭又は保護者と意見交換をすることにより、福祉サービスの利用促進に努めます。	障がい児通所事業所や特別支援学校と連携を取りながら、引き続き福祉サービスの利用促進に努めます。	社会福祉課
50	障がい児の支援ネットワークづくり	障がいがある子もない子も隔てなく、ともに地域で育つ社会を目指し、障がい児とその家族を支援するネットワークの構築を推進していきます。障がいのある子の家族で組織する市内外の団体が、県が実施する会議等に参加し、本市で必要とされる支援について情報収集・提供を行います。また、ネットワーク構築の一端として、障がいのある子の家族を対象に、勉強会や交流会等を行い、親同士または市民団体との交流を図ります。	障がい児支援については、「障がい者支援協議会」を中心としたネットワークが構築されています。医療的ケア児については、障がい者支援協議会から独立させ、「医療的ケア児等支援協議会」を立ち上げ、医療的ケア児とその家族が地域においてそれぞれの状況に応じた必要なサービスが利用できるよう支援の充実を図っていきます。	社会福祉課
51	発達支援事業	心身の発達にばらつきや遅れのある子どもとその保護者に対し個別相談・支援及び集団支援等を行い、将来の自立に向けた支援の場を提供します。また、市内の保育所等を臨床心理士が巡回し、保育士、教諭から発達に関する相談を受けるとともに集団生活の中で発達の促進が円滑に進むよう、指導方法について助言します。	「子どもの発達支援」について、関係機関と連携し組織的に支援していきめるよう検討していきます。 また、地域における児童発達支援に関する中核的な相談支援の役割を担えるような体制の整備を検討していきます。	社会福祉課 おやこ・まるまるサポートセンター

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
52	ひとり親家庭への就労相談	ひとり親家庭の生活と自立の安定のため、関係機関との連携の下、必要な技術を身につけるための相談や雇用情報等の提供を充実していきます。	引き続き、ハローワークやその他の関係機関と連携を図りながら、求人情報や職業訓練セミナーなどを市HPや広報等で積極的に情報提供していきます。	産業経済課
53	高等職業訓練促進給付金事業・相談事業	ひとり親の保護者に対して就労支援を実施したり、資格取得を目指す人に対して自立支援プログラムを策定し高等職業訓練促進給付金の案内を行います。	将来的なひとり親の貧困状態を回避するために引き続き、就労相談や給付金事業を継続します。	おやこ・まるまるサポートセンター
54	ひとり親家庭への相談事業	母子・父子・寡婦福祉金の貸付制度や自立に向けた総合的な相談を行います。ひとり親家庭が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立をし、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう援助します。	母子・父子自立支援員によるきめ細やかな相談が出来ているため、今後も多くのひとり親の支援を実施していきます。	おやこ・まるまるサポートセンター
55	こども家庭相談	要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待防止のネットワークを構築するとともに、関係機関との円滑な情報交換や連携・市の広報紙等で虐待防止啓発を行い、家庭や学校、専門家と連携を図りながら子どもの権利を尊重し、安心して子どもが成長できるよう支援します。	個別のケースワークは引き続き丁寧に行っており、関係機関と密に連携をとりながら相談支援を継続します。	おやこ・まるまるサポートセンター
56	児童虐待防止啓発事業	オレンジリボンキャンペーンを通じて、子どもへの虐待の未然防止、早期発見・対応を行います。	児童虐待及びその防止の重要性に対する市民の意識向上を図るため、継続して啓発活動を行い地域で子どもを守ることができるよう努めます。	おやこ・まるまるサポートセンター
57	児童手当の支給	児童を養育している方の家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を資するため、児童手当を支給します。	児童手当制度について十分な周知を行い、支給対象者への適正・的確な手当の支給に努め、継続して事業を実施していきます。	みらいこども課

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
58	児童扶養手当の支給	両親の離婚などによって父親または母親と生計を共にしていない児童（18歳の年度末まで）の親（ひとり親）あるいは親に代わってその児童を養育している方に対して、世帯の生活安定と自立促進、児童の健やかな成長のために、児童扶養手当を支給します。	支給対象者への適正・的確な手当の支給に努め、継続して事業を実施していきます。	みらいこども課
59	特別児童扶養手当	精神または身体に障がいがある20歳未満の児童を監護している父親もしくは母親、または父母にかわって養育している養育者に対して、特別児童扶養手当を支給します。なお、定期的な障がい状況調査や所得状況調査等を行うことにより、受給者の確認を確実にし、的確な支援を行います。	現在実施している特別児童扶養手当の支給を継続し、経済的な支援を行います。	社会福祉課
60	医療福祉費助成制度（マル福）	妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子などの医療受給対象者が健康保険を使って医療機関にかかった場合に、その医療費の一部を茨城県と市が助成を行います。	現在実施している助成を継続しつつ、市民の必要性を把握し、支援の内容を検討していきます。	国保年金課
61	低所得世帯等児童・生徒への学習支援	低所得世帯やひとり親世帯において、生活困窮等に起因して学習の機会を逸している児童・生徒（主に小学4年～中学3年）に対し、地域のボランティアを講師として、学びの場を提供することで、世帯の自立を側面的に支援します。	現在、月3回日曜日に学習支援を実施しており、引き続き学習内容の充実を図りながら学びの場を提供していきます。	社会福祉課
62	ヤングケアラー支援 新規	ヤングケアラーを早期発見し、早期支援を目的に、ヤングケアラーコーディネーターを配置し専門的な相談窓口を設置します。学校などの関係機関とも緊密に連携し相談・支援を実施していきます。	ヤングケアラーコーディネーターを中心に早期発見と適切な支援を推進します。また、啓発活動による認知度向上と社会資源の開発により、一層の体制強化を図ります。	おやこ・まるまるサポートセンター

基本目標3

子育てを支えるまちづくり

基本施策1

子どもの健全育成を図るための支援

■現状と課題

児童の自立心の育成、心身の調和のとれた発達のためには周囲の環境が重要です。また、地域全体で健全育成支援に関わることにより、子どもが成長し、自立していくものと考えられることから、子どもたちの健全な居場所づくりや青少年健全育成に関する施策を充実していく必要があります。

また、子どもたちが進学や進級をきっかけに、自分のスマートフォンを持つようになり、動画視聴やゲームなど、あらゆる場面で利用するようになりました。一方で、有害情報サイトやSNSなどでのトラブルも増加し、こうしたトラブルに巻き込まれることがないようにしていくことも必要です。

■施策の方向性

豊かな感性と思いやりを育成する「心の教育」の充実を目指し、一人ひとりの個性を伸ばす人権教育の充実に努めます。子どもが心身ともに健康で、社会の一員として自立した人間へと成長することを支援し、身体的・精神的な健康の促進を目指します。

また、子どもたちがインターネットによるトラブルに巻き込まれないよう、情報モラルに関して学校の授業で取り上げることや、フィルタリング等についての情報を保護者に提供するなど、学校や家庭での情報モラルに関する教育・啓発を進めていきます。

■施策の具体的な取り組み

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
63	学校教育全体を通じた人権擁護意識の普及啓発	発達段階に応じて男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう、人権教育に関する指導の充実に努めます。	幼児・児童・生徒の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育の充実に図ります。	教育指導課
64	中学生出前講座の実施	性別に捉われない考え方や価値観などをひろめていくため、中学生を対象に「出前講座」を実施します。	引き続き、各中学校と協力して「出前講座」を実施していきます。	地域推進課
65	青少年育成つくばみらい市民会議の推進	青少年の健全育成を目指し、市民・企業・団体等の協力のもと、薬物乱用防止啓発活動、支部会活動を推進していきます。	啓発活動を中心に行い、また支部会活動を推進します。	生涯学習課

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
66	薬物乱用防止・喫煙防止啓発活動	青少年の非行に対する共通の理解と認識を深め、薬物乱用防止や喫煙防止を啓発するため、関係機関と連携して街頭キャンペーン・PRグッズの配布等を実施しています。	今後も青少年の非行防止に向け、地域の協力体制を構築します。	生涯学習課
67	有害環境排除運動	有害図書については、青少年に有害な環境を排除するため、販売店への協力要請など地域の協力を得ながら排除活動を推進していきます。また、タバコやアルコールなどについても、販売店への協力依頼など地域の協力を得ながら取り組みを強化していきます。	有害図書、タバコやアルコール等の有害環境の排除に向け、地域の販売店等との協力体制を構築します。	生涯学習課
68	スマートフォン等の利用方法啓発事業	子ども・保護者に対し、メディアとの上手な付き合い方や、正しい子育て等の情報提供に努めます。	子どもの発達段階に応じ、相手や自分を大切にする教育を行い、適切なスマートフォン等の利用方法について身につくようにします。	教育指導課

■現状と課題

子どもが地域で安心して過ごせる居場所づくりを推進するには、地域の協力が不可欠です。しかし、現状では、地域社会のつながりが希薄化し、子どもの居場所となる場や支援者が不足しています。また、共働き家庭やひとり親世帯の増加により、放課後や休日に子どもが安心して過ごせる場所が限られていることが課題です。

小学生児童本人に実施したアンケート調査結果をみると、居住地域の近くにあればいいと思う場所として、子どもが放課後や休日集まって自由に遊べる空間、ジャングルジムやブランコなどの遊具がある公園などが多く挙がっており（19ページ参照）、子どもの声を反映した安全な遊び場を整備することが求められています。

■施策の方向性

子どもたちがのびのびと遊ぶことができるよう、公園の利用状況の把握に努めニーズに応じた公園整備を進めていきます。また、子どもの個性を尊重しながら子どもたちが楽しく集えて、安全・安心に過ごせる子どもの居場所づくりを推進していきます。

さらに、子どもたちと子育て家庭が地域のなかで安心して暮らせるよう、交通安全対策や防犯対策を引き続き実施していきます。また、防災対策についても、公共施設の耐震化を図り、安心できる環境づくりを推進するとともに、災害時の要支援者としての妊婦や乳幼児に対する避難対策などに取り組みます。

■施策の具体的な取り組み

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
69	乳幼児向け設備の整備	公共施設・民間施設を訪れる子育て親子に対し、ベビーベッド・授乳・おむつ替え等のこどもの成長に応じた設備の整備を図ります。	公共施設・民間施設に設置した「赤ちゃんの駅」の衛生的な維持管理を行います。	財政課 おやこ・まるまるサポートセンター
70	児童館の充実	児童館を地域における子育て支援の拠点の一つとして位置づけ、子ども同士や子育て中の親同士の交流や、小中学生、高校生などの全ての子どもが学習や遊びのできる場に加え、子どもたちが健やかに育つ地域づくりを進める場としてさらなる充実を図ります。	放課後子ども総合プラン等の子育て支援事業や恒久的施設の建設費用や維持管理費など財政状況等を考慮し、児童館の整備や運営について検討していきます。	みらいこども課

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
12	放課後児童対策事業（放課後児童健全育成事業） 【再掲】	保護者が労働等により、監護を受けられない小学校に就学している児童が放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後児童クラブの計画的な環境づくりに努めます。	利用児童数の増加を考慮しつつ、待機児童が発生しないように、受入先や支援員の確保等に努めます。特別な配慮が必要な児童に対しては、必要に応じて適切な対応をしてまいります。	生涯学習課
71	こども食堂支援事業	こどもが安心して過ごせる居場所となる「こども食堂」を運営する地域住民やボランティアに対し社会福祉協議会を通じて補助金を交付することで、その運営を支援し、協働で取り組んでいます。	引き続き、市社会福祉協議会と連携を深め、既食堂の安定運営とボランティアの活動を継続支援し、事業の充実を図っていきます。	社会福祉課
72	ふぁみりあ（不登校・登校渋り等の居場所）	不登校や登校を渋る児童やほごしゃの集まる居場所を提供しています。	人とのコミュニケーションの取り方から始めて、小さなステップを踏みながら社会に出ていけるよう工夫していきます。	おやこ・まるまるサポートセンター
73	子育て世帯向け住環境支援	子育て世帯に対し、子育てしやすい住環境の確保に向けて、子育て応援住宅の維持管理・運営を推進します。	子育て応援住宅の住みよい環境づくりと住宅の適切な維持管理に努めます。	住まい開発政策課
74	親しまれる公園づくり	市民が憩い、子どもが安全に遊ぶことができるよう、公園施設の整備に努めていきます。 公園遊具は、専門業者による点検を毎年実施し、点検結果に基づき補修や撤去を行います。また、市職員も遊具等の日常点検を適宜行い、細かな変化や劣化を見逃さないように努めます。	引き続き、定期点検や日常点検を行い、適宜遊具等の補修などを実施し子どもたちが安全に遊べる場を提供します。また、公園の利用状況の把握に努めニーズにあった整備を行っていきます。	都市計画課
75	安全な歩行空間の整備	子どもたちを交通事故から守り、通行の安全を確保するため、道路の利用状況を把握し、実情にあった道路安全対策を進めていきます。既存道路については、安全で快適な通行、交通事故の防止を図るため、歩道の設置や路肩の拡幅、カラー舗装による歩行空間の確保、路面表示による自動車交通の速度抑制を行います。	引き続きカラー舗装等の整備を進めながら、子どもたちの通行の安全を確保できる道路の整備を行っていきます。	建設課

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
76	交通安全対策	幼児・児童の交通事故を防ぐため、常総警察署、交通安全協会、交通安全母の会連合会やP T A連絡協議会が協働し、幼稚園・保育所・学校等で交通安全教室を開催するほか、交通安全キャンペーン等の交通安全対策を進めています。また、関係各課では通学路や散歩コースの安全点検を行い、交通安全対策に取り組んでまいります。	交通安全意識の向上のため、各種事業については、今後も継続していきます。 公立保育所では、散歩コースと危険個所を表示した散歩マップを掲示して全職員で共有するとともに、散歩コースを複数人で下見し、安全確保に努めていきます。	防災課 学校総務課 みらいこども課
77	子どもを守る 110番の家	地域社会で子どもの安全を確保するために、子どもたちの見守りや防犯上の緊急時の避難場所として、110番の家登録者の確保を進めていきます。	今後も、協力を得られる方へ登録及び看板配布を学校と連携し、継続して実施していきます。	学校総務課
78	防犯対策	茨城県青少年育成協会の推進する「あいさつ・声かけ運動」への取り組みと、市青少年相談員連絡協議会や市P T A連絡協議会、防犯協会等、各種団体の協力を得て、通学路などの校外パトロールを行い、地域での防犯対策や見守り活動を推進します。	子どもたちが安全で安心して暮らせるよう、防犯灯や防犯カメラの整備、防犯パトロールの強化を図り、地域の防犯意識を高めていきます。	防災課 生涯学習課
79	防災対策	乳幼児を抱えた家庭が災害時でも安心できるよう防災対策を進めます。	災害時に備え、乳幼児の液体ミルク、使い捨て哺乳瓶、アレルギー対応の食料品等、継続して備蓄します。	防災課

基本目標 4

子どもが健やかに育つ地域づくり

基本施策 1

交流・ネットワークの強化

■現状と課題

近年、地域のつながりや世代間の交流が少なくなり、子どもは、地域社会との接触の機会も少なくなってきました。その結果、子どもが社会の一員としての自覚と責任感を持ち、自立に向けての一步を踏み出すことが難しくなっています。そこで、子どもが自尊心や社会性を身につけるため、子ども同士や異世代との交流の場の提供が求められています。

■施策の方向性

保護者・地域とともにある学校づくりにより、子どもが抱えている課題を地域ぐるみで解決するための仕組みづくりや質の高い学校教育の実現に向け、コミュニティ・スクールの実施・拡大を図ります。また、市民の子育てサークル等への参加を促し、地域の子育て活動の場の確保や活動の支援に努めます。さらに、子育てボランティアの育成やその活動を支援するなど、地域における子育て活動の充実を図ります。

■施策の具体的な取り組み

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
80	公立保育所開放の推進	地域と連携し、安全で安心できる開放のあり方を模索し、保育所の開放を推進していきます。	引き続き、未就園の子どもと保護者が安心して遊べるよう園庭解放を実施し、地域全体で子育てを支える体制の強化を図ります。	みらいこども課
81	開かれた学校づくり	学校が学校運営の状況等について積極的に情報発信することにより、保護者・地域住民等に信頼される、開かれた学校づくりを推進します。	ホームページ等による積極的な情報発信に取り組んでいきます。また、学校関係者評価等の実践事例を通して、学校評価の充実に取り組んでいきます。	教育指導課
82	コミュニティ・スクール 新規	「地域とともにある学校づくり」を進めるために有効とされる仕組みで、各学校に学校運営協議会を設置することが必置とされている法に基づく組織です。学校運営協議会では、「地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのか」話し合い（熟議）を行います。	各学校の学校運営協議会では会議を開催し、「地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのか」という目標やビジョン、ビジョン実現に必要な支援についての話し合い（熟議）を行います。	生涯学習課

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
83	放課後子ども教室の実施 (コミュニティ・スクール)	各学校の目標やビジョンを達成するための活動の1つとして、放課後に体験活動を実施していきます。	各学校の目標やビジョンを達成するための体験活動を実施しながら、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上に努めます。	生涯学習課
84	子ども会活動の支援	子どもたちを中心として自主的に活動し、仲間づくりや異年齢交流の場となるよう支援していきます。	様々な体験活動や異年齢交流を行い、青少年の健全育成を図り、地域コミュニティ構築の確立へ向けた継続的な活動を支援していきます。	生涯学習課
85	子育てボランティアへの参加促進と活動支援	子どもの育ち、親の育ちを地域全体で支援していくため子育てボランティアを養成するとともに、活動を支援することで子育て支援体制の充実を図ります。また、子育てボランティアの人員を増やし、小さなお子さんをもつ保護者が託児を活用することにより、講座等に参加しやすい環境整備を図ります。	市と社会福祉協議会が共催して、子育てボランティア養成講座を開講し、双方の強みを生かしながら、ボランティアの育成と活動を推進していきます。また、ボランティアならではの視点や意見を重視し、地域と一体となった活動を展開していきます。	おやこ・まるまるサポートセンター 生涯学習課
86	高齢者とのふれあい事業	様々な機会を活用して高齢者とのふれあいを推進していきます。	引き続き、市内の各施設による取組方法等を共有することで、施設にあった事業を模索・実施し、交流の機会の充実を図ります。	みらいこども課 介護福祉課

■現状と課題

子どもが、基本的な生活習慣や倫理観・自制心・自立心等の人格の基礎を形成する上で、もっとも基本となるのが家庭における教育です。ところが、少子化・核家族化の進行に伴い、家庭の教育力が低下し、また、都市化により地域のつながりが希薄になるにつれて、地域において家庭教育について相談できる相手も少なくなってきました。ワークショップの結果をみると、気軽に相談できる場所を増やしてほしいという意見があり、オンライン・オフライン問わない相談環境づくりや、地域・学校等の豊かなつながりのなかでの家庭教育の充実が一層求められます。

■施策の方向性

子どもたちが心身ともに元気に成長できるよう、幼児期・学童期のそれぞれの時期に応じて、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携した総合的な学習体制を整備することにより、子どもの育成を図るとともに各家庭の子育て力の向上を図ります。

また、親子の育ちを応援する学習機会の充実を図るとともに、個々の抱える課題に対応した相談体制の充実に努めます。

■施策の具体的な取り組み

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
87	家庭教育支援事業	1歳半から中学生の子を持つ保護者を対象に、家庭の教育力向上を図るため、発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会「みらい親楽講座」を開催していきます。	講座の参加者数やアンケート結果をみながらニーズを把握し、継続していきます。	生涯学習課
88	教育相談・適応支援相談・家庭相談（不登校・非行・いじめ等への対応）	不登校や非行、いじめなどの未然防止及び解消のために、児童生徒、またはその保護者を対象に行う指導、並びに相談活動を充実させるとともに、地域での見守り活動の推進に努めていきます。	不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援及び教育相談の充実を図ります。また、研修会を通じて、市内教職員の資質の向上に努めていきます。 さらに、学校、こども家庭支援室及び児童相談所は、連携を密にして、訪問や相談等の支援活動を実施していきます。	教育指導課
89	わくわくチャレンジ講座事業	小中学生を対象とした、年齢の異なる集団による体験活動を行い、子どもたちの自主性と協調性の養成に向けた「わくわくチャレンジ講座」を開催していきます。	引き続き、子どもたちのニーズに合わせながら、事業を継続していきます。	生涯学習課

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
90	小中一貫教育の実施	各中学校区の実態に応じて目指す児童生徒像に向け、小学校と中学校の学習・生活の連続性を図り、PTAをはじめ、学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくりを進めていきます。	これまでの取り組みの中で各中学校区の特徴や実態を生かした「施設分離・連携型小中一環教育」を推進してきたが、今後は更に保幼小連携による就学前教育を推進していきます。また、小学生の中学校体験など、横のつながりを意識した活動にも力を入れていきます。	教育指導課
91	確かな学力の向上	基礎、基本を確実に身に付け、自ら学び、自ら考える力を育むために、主体的な学習態度と学び方を身に付けた児童生徒の育成と、教職員の資質の向上を図り、指導内容の充実に努めます。	教職員のさらなる授業力向上や幼小中の連携及び家庭との連携に努め、幼児・児童・生徒の学びに対する意欲や態度を育成していきます。	教育指導課
92	みらい土曜塾	主体的に学ぶ姿勢を育めるように、児童の興味・関心に基づいた学習講座を開催していきます。生活困窮世帯にとらわれず、市全体の児童生徒を対象に「みらい土曜塾」として学習支援を実施します。	英語力の向上、理数教育の強化を重点とし、新しい時代に対応した活動を展開していきます。更に、魅力あふれる事業となるように、児童のみらい土曜塾での対応、継続実施します。	教育指導課

■現状と課題

児童の自立心の育成、心身の調和のとれた発達のためには周囲の環境が重要です。ワークショップの結果をみると、子どもの体験学習を増やしてほしいという意見があり、公共施設や自治会等と連携し、生涯学習活動を活性化させることが求められています。地域全体で健全育成支援に関わることにより、子どもが成長し、自立していくものと考えられることから、子どもたちの健全な居場所づくりや青少年健全育成に関する施策を充実していく必要があります。

■施策の方向性

地域全体で子育てに理解や関心を持ち、子どもたちが安心して過ごせる場所の確保に努め、市民と子どもとの接点を増やした体験活動を充実し、地域との連携を強化します。

■施策の具体的な取り組み

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
93	ブックスタート事業	3～4か月児健診時の支援事業として、赤ちゃんとその保護者向けに、絵本の入ったブックスタートパックを手渡し、赤ちゃんとその保護者が、絵本を介してコミュニケーションをとることを応援していきます。	ボランティアの確保や健診担当課との連携に努め、継続的に事業を実施していきます。 また、ブックスタートからのフォローアップとして0～2歳児向けおはなし会を継続していきます。	生涯学習課 (図書館)
94	親子でたのしむ読書活動の推進	おはなし会や読書相談、ボランティアによる小学校での読み聞かせ訪問活動を通して、子どもの頃からの読書体験を推進していきます。	より多くの親子に読書活動を楽しんでいただくため、イベント等の周知に努めます。 また、おはなし会だけでなく、子どもが本を手にするきっかけづくりとしての事業（科学あそび・本の福袋等）を引き続き実施していきます。	生涯学習課 (図書館)
95	小中学生の乳幼児とのふれあい事業	幼稚園、保育所、学校が連携し、子育てボランティアの協力を得ながら、小中学生が乳幼児とふれあえる機会と、自分より小さな子どもの世話をする機会を充実させていきます。	引き続き、体験学習をスムーズに受け入れられるよう、各幼児教育施設に対する情報提供をするとともに、学校と関係各課の連携により、体験学習の具体的な取り組みについて協議していきます。	教育指導課
96	体験活動事業	幼稚園・保育所の年長児の農業体験や、小中学生の職場体験、宿泊体験等の社会学習機会の充実に努めていきます。	体験活動が可能な施設の紹介等、体験事業を推進する取り組みを継続していきます。	教育指導課

No.	事業名	事業内容	今後の取り組み	担当所管
97	地域スポーツ活動の推進	スポーツ協会やスポーツ少年団活動などの支援をし、自主的、主体的にスポーツを通じて健康な体を養い、仲間づくりや自分の持つ能力の発揮などができるように努めていきます。 また、スポーツに関わる知識を増やすための講習会やスポーツ教室を開催します。	「MIRAIいきいきスポーツDAY」等を通じ多世代がスポーツに触れ合える機会を確保します。また、スポーツに関わる知識を増やすための講習会で、熱中症等の健康被害の軽減を図り、スポーツ教室を開催することで自分の持つ能力の発揮を図ります。	生涯学習課 (スポーツ推進室)

第5章 子ども・子育て支援事業の事業量の見込みと提供体制

1 量の見込みの算出と各定義

(1) 量の見込みと確保方策

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（＝どのくらい需要があるのか）、対応する提供体制の確保の内容、実施時期（＝いつ・どのくらい供給するのか）を定めることとなっています。

本計画の策定にあたり、各事業の現在の利用状況及び子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）を踏まえて各事業の量の見込みを推計し、目標値を設定しています。

① 家庭類型の定義

量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家庭類型を整理します。家庭類型は、子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）の結果から算出しています。家庭類型の種類の種類は、タイプA～タイプFの8種類となっています。

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（月120時間以上+64時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（月64時間未満+64時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（いずれかが64時間未満+64時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

② 教育・保育認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます。

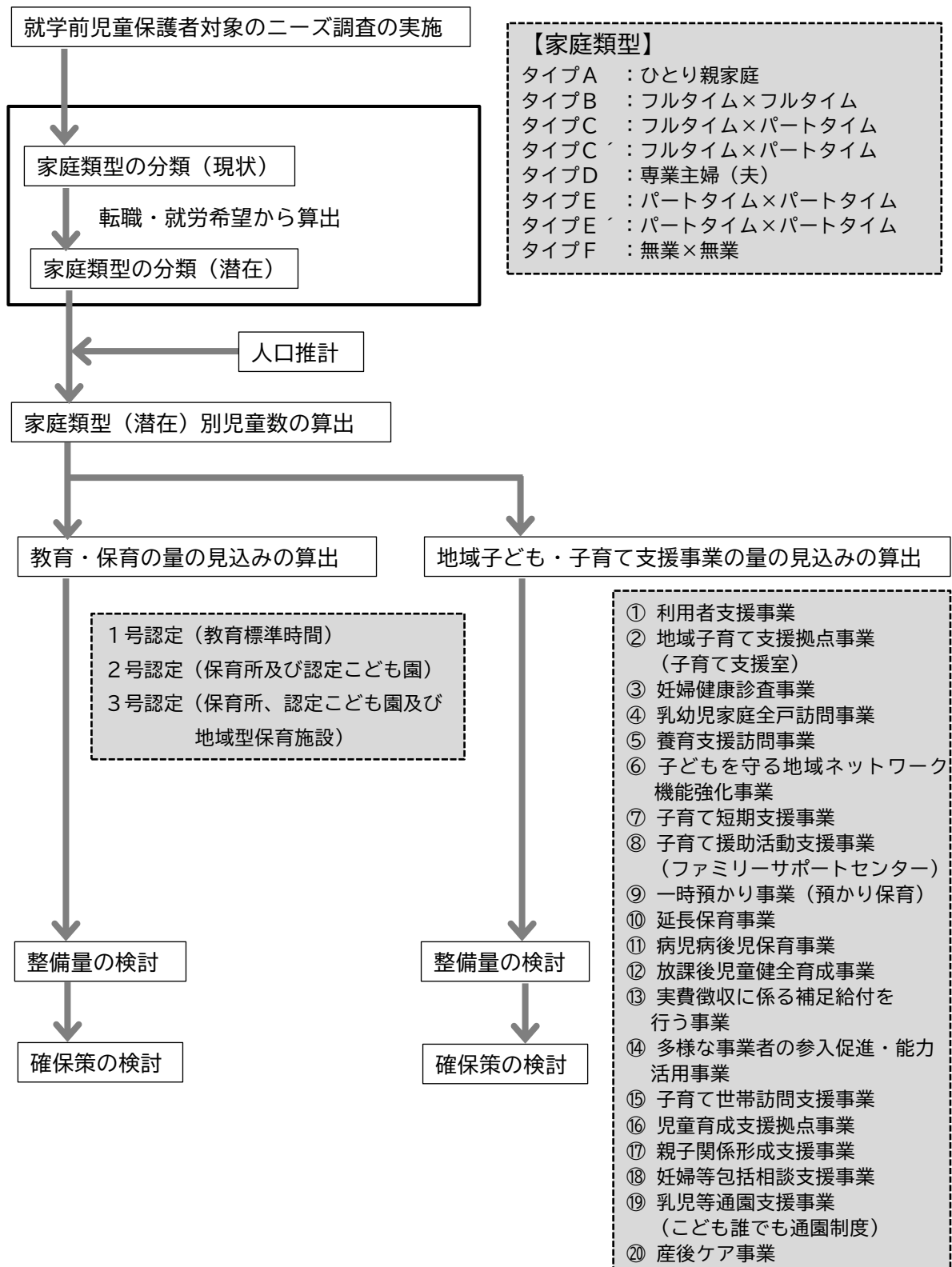
認定区分		子の年齢	保育の必要性	施設等	利用時間
教育標準 時間認定	1号	3～5歳	なし	幼稚園、認定こども園	教育標準時間
	2号	3～5歳	あり	保育所、認定こども園	保育標準時間 保育短時間
	3号	0歳 1・2歳	あり	保育所、認定こども園 地域型保育施設	保育標準時間 保育短時間

保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では保育の必要性に係る就労時間の下限を1ヶ月あたり64時間としています。

③ 算出の手順

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、就学前児童保護者対象の子ども・子育てに関するアンケート調査（ニーズ調査）の結果をもとに、次の手順で推計します。

<教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の推計のフロー>



（２）教育・保育施設について

子ども・子育て支援新制度の対象施設（１号～３号認定の受け入れ施設）として、市の確認を受ける教育・保育施設を特定教育・保育施設、３号認定の受け入れ先として、市の確認を受ける地域型保育事業を特定地域型保育事業といい、それぞれ施設型給付、地域型保育給付の対象となります。

施設		子の年齢	内容
教育・保育施設	幼稚園	３～５歳	小学校入学に向けた準備として、教育の基礎を作る施設。
	認定こども園	０～５歳	幼児期の教育と保育を一体的に行う施設。
	保育所	０～５歳	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設。
地域型保育事業	家庭的保育	０～２歳	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員５人以下）で保育を行う事業。
	小規模保育	０～２歳	少人数（定員６～１９人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行う事業。
	事業所内保育	０～２歳	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業。
	居宅訪問型保育	０～２歳	障がい・疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で１対１で保育する事業。

２ 教育・保育提供区域の設定

市町村は、量の見込み・確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することとなっています。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件や現在の幼児期の教育・保育の利用状況、幼児期の教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期教育と小学校教育との連携などを総合的に勘案し、提供区域は市内全域を１区域として設定することとします。

3 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容

(1) 教育・保育

計画最終年度の2029年度（令和11年度）は、1号認定の利用者数は560人、2号認定の利用者数は889人、3号認定の0歳から2歳までの利用者数は724人となることが見込まれます。教育・保育のニーズの高まりに対し、民間保育施設の誘致や利用定員の変更など、市民の教育・保育ニーズに応えるため、必要量を確保します。

<幼稚園・認定こども園（1号認定）>

（単位：人）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	502	471	489	514	560
②確保提供総数	935	935	935	935	935

※「1号認定」は「学校教育を希望する本市の3歳～5歳の子ども」を指し、認定が不要な従来の制度で運営している幼稚園（新制度未移行幼稚園）も含みます。

<保育所・認定こども園（2号認定）>

（単位：人）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み	798	747	777	816	889
②確保提供総数	966	966	966	966	966

※2号認定のうち学校教育を希望する者については、1号認定の確保方策に含めることとしており、2号認定は保育ニーズのみを見込んでいます。

<保育所・認定こども園等（3号認定）>

（単位：人）

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
①量の見込み		657	738	735	731	724
	0歳	145	143	142	140	137
	1歳	285	288	283	282	281
	2歳	227	307	310	309	306
②確保提供総数		784	790	790	790	790
3号認定 (保育所・ 認定こども園)	0歳	146	146	146	146	146
	1歳	231	231	231	231	231
	2歳	254	260	260	260	260
3号認定 (家庭的保育・ 小規模保育等)	0歳	35	35	35	35	35
	1歳	64	64	64	64	64
	2歳	54	54	54	54	54

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保策】

基本型、特定型、こども家庭センター型を実施していきます。

利用者の利便性等を考慮して、さらに必要とされる人材の育成・確保に努めながら、利用希望に対応します。

<利用者支援事業の量の見込みと確保方策>

【基本型】			2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
	実績	か所	1	6	6	6	6
			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
	量の見込み	か所	5	5	5	5	5
	確保提供総数	か所	5	5	5	5	5
【特定型】			2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
	実績	か所	1	1	1	1	1
			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保提供総数	か所	1	1	1	1	1
【こども家庭センター型】			2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
	実績	か所					1
			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保提供総数	か所	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援室）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

【量の見込みと確保策】

計画最終年度の2029年度（令和11年度）には、月あたり6,228人回の利用を見込みます。2029年度（令和11年度）までに10か所の設置をし、事業の充実を図ります。

<地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策>

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度※ (令和6年度)
実績	人回/月	1,860	2,848	3,926	5,216	5,372
	か所	7	9	9	9	9
		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人回/月	5,533	5,699	5,870	6,046	6,228
確保提供総数	人回/月	5,533	5,699	5,870	6,046	6,228
	か所	10	10	10	10	10

※令和6年度の実績は見込みの数値を掲載

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保策】

量の見込みは、人口推計から各年度の出産数（0歳児数）を対象者（全数）とします。母子健康手帳交付時に対象者に受診票を配布し、妊婦健康診査の受診を促します。

<妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策>

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度※ (令和6年度)
実績	人回	4,724	4,301	4,200	4,374	4,250
		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人回	6,762	6,692	6,608	6,510	6,384
確保提供総数	人回	6,762	6,692	6,608	6,510	6,384

※令和6年度の実績は見込みの数値を掲載

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

原則として生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、様々な不安や悩みに対し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供を行う事業です。

【量の見込みと確保策】

量の見込みは、人口推計による0歳児の数であり、その年に出産するすべての乳児を対象としています。計画最終年度の2029年度（令和11年度）には433人を見込みます。

市保健師及び委託した助産師で、対象者宅の訪問を行います。

<乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策>

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度※ (令和6年度)
実績	人	344	330	349	377	360
		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人	459	454	448	442	433
確保提供総数	人	459	454	448	442	433

※令和6年度の実績は見込みの数値を掲載

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保策】

2025年度（令和7年度）以降は、55人の利用を見込みます。

乳児家庭全戸訪問事業等により支援を必要とする家庭を把握し、必要とされる支援の内容により、保健師等の専門職員が訪問を行い、利用希望に対応します。

<養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策>

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度※ (令和6年度)
実績	人	10	18	14	19	20
		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人	55	55	55	55	55
確保提供総数	人	55	55	55	55	55

※令和6年度の実績は見込みの数値を掲載

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

(7) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みと確保策】

2025年度（令和7年度）以降は、年間29人日の利用を見込みます。

委託している市外の12か所の施設で実施し、利用希望に対応します。

<子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策>

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度※ (令和6年度)
実績	人日	0	9	52	6	55
	か所	6	6	12	12	12
		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人日	29	29	29	29	29
確保提供総数	人日	29	31	33	36	38
	か所	12	13	14	15	16

※令和6年度の実績は見込みの数値を掲載

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、当該援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保策】

計画最終年度の2029年度（令和11年度）には、年間1,660人日の利用を見込みます。

利用会員・協力会員の拡大を図り、預かり等の支援強化に努めます。

<子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保方策>

			2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度※ (令和6年度)
実績	未就学児	人日	137	297	692	833	816
	就学児	人日	221	451	549	861	843
			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人日		1,694	1,694	1,677	1,677	1,660
	未就学児	人日	833	833	825	825	816
	就学児	人日	861	861	852	852	844
確保提供総数	人日		1,764	1,764	1,764	1,764	1,764
	か所		1	1	1	1	1

※令和6年度の実績は見込みの数値を掲載

（９）一時預かり事業（預かり保育）

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【量の見込みと確保策】

計画最終年度の2029年度（令和11年度）には、年間15,424人日の利用を見込みます。

幼稚園の一時預かりで利用希望に対応します。

<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の量の見込みと確保方策>

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度※ (令和6年度)
実績	人日	13,369	10,420	9,432	10,068	11,920
	か所	1	1	1	1	1
		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人日	13,757	14,156	14,567	14,989	15,424
確保提供総数	人日	13,757	14,156	14,567	14,989	15,424
	か所	2	2	2	2	2

※令和6年度の実績は見込みの数値を掲載

②その他の一時預かり（保育所等、ファミリーサポートセンター）

【量の見込みと確保策】

計画最終年度の2029年度（令和11年度）には、年間3,984人日の利用を見込みます。

8か所の受け入れ場所で、保育所等での預かり保育を主として利用希望に対応します。

<保育所等を利用した一時預かり事業の量の見込みと確保方策>

			2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度※ (令和6年度)
実績	保育所等	人日	3,299	2,578	2,711	2,451	2,028
		か所	9	7	8	8	7
	ファミリーサポートセンター	人日	43	160	296	283	156
			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み		人日	3,643	3,723	3,805	3,891	3,984
確保提供総数	保育所等	人日	3,372	3,447	3,523	3,601	3,680
		か所	8	8	8	8	8
	ファミリーサポートセンター	人日	271	276	282	290	304

※令和6年度の実績は見込みの数値を掲載

※ファミリーサポートセンター分については、（８）子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）の内、未就学児の預かり部分のみを再掲。

(10) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保策】

計画最終年度の2029年度（令和11年度）には、250人の利用を見込みます。

市内各保育所等の協力を得て利用希望に対応します。

<延長保育事業の見込みと確保方策>

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度※ (令和6年度)
実績	人	437	461	471	355	319
	か所	20	21	23	23	23
		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人	316	298	281	265	250
確保提供総数	人	316	298	281	265	250
	か所	24	24	24	24	24

※令和6年度の実績は見込みの数値を掲載

(11) 病児病後児保育事業

病中又は病気回復期の児童を、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【量の見込みと確保策】

2023年度（令和5年度）当初に病後児対応施設が1か所となりましたが、同年11月に新たに病児と病後児に対応した施設が1か所開設されました。計画最終年度の2029年度（令和11年度）には、年間417人日の利用を見込みます。

<病児病後児保育事業の見込みと確保方策>

			2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度※ (令和6年度)
実績	人日		56	138	100	76	82
	病児対応型	か所				1	1
	病後児対応型	か所	1	2	2	2	2
			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人日		151	184	251	324	417
確保提供総数	病児対応型	人日	720	720	720	720	720
		か所	1	1	1	1	1
	病後児対応型	人日	960	960	960	960	960
		か所	2	2	2	2	2

※令和6年度の実績は見込みの数値を掲載

※感染症拡大による利用控えが見られ、感染症の流行が落ち着いた後もその傾向は続いている。今後も、子どもが安心して過ごせる環境を提供するとともに保護者が仕事を継続できるよう支援体制を拡充する。

(12) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により、監護を受けられない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保策】

計画最終年度の2029年度（令和11年度）には、957人を見込みます。

市内小学校8か所、民設児童クラブ2か所で実施し、利用希望に対応します。

＜放課後児童健全育成事業の見込みと確保方策＞

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
実績	人	936	933	961	1,058	1,105
		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人	1,082	1,069	1,047	1,011	957
	小1 人	278	275	269	260	246
	小2 人	287	283	277	268	254
	小3 人	243	240	235	227	215
	小4 人	151	149	146	141	133
	小5 人	81	80	79	76	72
	小6 人	42	42	41	39	37
確保提供総数	人	1,140	1,140	1,140	1,140	1,140

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設に対して、保護者が支払うべき費用の一部を助成することにより、円滑な特定教育・保育の利用を促進し、もって全ての子どもの健やかな成長を支援する実費徴収に係る補足給付事業を実施する特定教育・保育施設に対し、予算の範囲内で実費徴収に係る補足給付補助金を交付するものです。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付するものです。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

妊産婦、家事・子育てに不安がある家庭、ヤングケアラーがいる家庭等の居宅を訪問し、傾聴や家事・子育て環境を整えるとともに、虐待リスクの軽減を図っていく事業です。

【量の見込みと確保策】

計画最終年度の2029年度（令和11年度）には、年間502人日の利用を見込みます。

対象となる世帯がもれなく利用できるよう提供数を確保していきます。

<子育て世帯訪問支援事業の見込みと確保方策>

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人日	477	488	496	501	502
確保提供総数	人日	477	488	496	501	502

(16) 児童育成支援拠点事業

家庭や学校などに居場所のない児童等に対し居場所となる場を開設し個々の家庭状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【量の見込みと確保策】

2026年度（令和8年度）年度からの実施に向け、対象となる家庭の把握や担い手の確保に取り組み、提供体制の整備を進めていきます。2026年度（令和8年度）年度は、35人の利用を見込みます。

<児童健全支援拠点事業の見込みと確保方策>

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人		35	35	36	35
確保提供総数	人		35	35	36	35

(17) 親子関係形成支援事業

子どもの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者に対しペアレントトレーニングを実施し親子間の適切な関係性の構築を支援する事業です。

【量の見込みと確保策】

計画最終年度の2029年度（令和11年度）には、44人の利用を見込みます。

ペアレントトレーニングリーダーの育成・確保に努めながら、利用希望に対応します。

<親子関係形成支援事業の見込みと確保方策>

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人	42	43	44	44	44
確保提供総数	人	42	43	44	44	44

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保策】

量の見込みは、人口推計による各年度の出産数(0歳児数)を対象者数としています。母子健康手帳交付時、8カ月面談時及び産後に面談を行います。

<妊婦等包括相談支援事業の見込みと確保方策>

			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	妊婦等 包括相 談支 援 事 業	回	1,448	1,434	1,415	1,395	1,368
確保提供総数 (こども家庭 センター)	妊婦等 包括相 談支 援 事 業	回	1,448	1,434	1,415	1,395	1,368
確保提供総数 (上記以外で 業務委託)							

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

3歳未満の児童の保護者が月一定時間までの利用可能枠の中で就労状況に関係なく、保育所等に子どもを預けることや保育士等に育児相談など行うことで、保護者の心理的負担の軽減を図るとともに、子どもが家庭と異なる経験や家族以外の人との関わる機会を提供する事業です。

【量の見込みと確保策】

2026年度（令和8年度）年度からの実施に向け、受け入れ場所の確保や新たな保育士の確保に取り組み、提供体制の整備を進めていきます。

<乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の見込みと確保方策>

			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
0歳児	量の見込み	人		3	3	9	9
	確保提供総数	人		3	3	10	10
1歳児	量の見込み	人		4	4	13	13
	確保提供総数	人		5	5	15	15
2歳児	量の見込み	人		4	4	12	15
	確保提供総数	人		5	5	14	16

(20) 産後ケア事業

産後も安心して子育てができる支援体制の確保のため、産後の母及び子どもが宿泊・通所または助産師等による訪問により、心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を行うことで不安の軽減を図っていく事業です。

【量の見込みと確保策】

計画最終年度の2029年度（令和11年度）には、年間442人日を見込みます。

委託した助産師等の専門職員が訪問を行い、利用希望に対応します。

<産後ケア事業の見込みと確保方策>

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人日	468	463	458	451	442
確保提供総数	人日	468	463	458	451	442

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、さまざまな部局と連携し、全庁的に施策を推進していきます。

また、児童相談所や保健所、教育機関、警察等の関係機関と連携を強化し、総合的な取り組みを図っていきます。

2 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、本計画の「量の見込み」などをもとに、各年度において実施状況を把握、評価するPDCAサイクルを確実に行之、計画の着実な推進をめざしていきます。

3 市民との協働

(1) 市民との協働体制の構築

本計画の推進に当たっては、市民と行政の協力体制が不可欠です。

子どもに関わる民間団体と連携を図るとともに、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

また、市民代表者や学識経験者、関係機関・団体等、現在子育てをしている市民などで構成されている「子ども・子育て会議」で、計画の進捗状況を把握・点検するとともに、相互の情報交換、連絡調整を行い、市民と行政の協働体制を築きます。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、市ホームページや概要版の作成により、広く市民に周知していきます。

4 子ども・子育て会議

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画策定にあたり諮問機関として位置づけられています。計画の推進に当たっては、総合的かつ計画的な推進に関することが規定されていることから、毎年の量の見込みの達成状況等を把握、点検し、計画達成に向けた必要な意見や助言を行います。